

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 7 月31日

【発行者名】 カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）
エス・エイ
(Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジョン・コッター
(John Cotter)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2350、
ジャン・ピレー通り 3
(3, rue Jean Piret, L-2350 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 十枝 美紀子
弁護士 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 十枝 美紀子
弁護士 三宅 章仁
弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 外貨建マネー・マーケット・ファンド（GAIKADATE MONEY MARKET FUND）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 米ドル・ポートフォリオ受益証券（U.S. DOLLAR PORTFOLIO）20億米ドル（約3,073億円）を上限とする。
（注）米ドルの円貨換算は、2026年 1 月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝153.66円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2026年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっています。

2【訂正の内容】

（１）半期報告書に係る訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報	(3) ファンドの仕組み			
第 1 ファンドの状況	管理会社の概要	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 ファンドの性格	(ハ) 資本金の額			
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新 / 追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第 3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
1 財務諸表				
第三部 特別情報				
第 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 管理会社の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
2 事業の内容及び営業の概況				
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(3) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理する外貨建マネー・マーケット・ファンド（Gaikadate Money Market Fund）（以下「トラスト」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

トラストは、サブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオのみから成る（以下、サブ・ファンドを「ファンド」といい、ファンド受益証券を「ファンド証券」または「受益証券」という。）。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2026年５月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	252,547,004.23	27.72
	ドイツ	201,553,196.52	22.12
	フィンランド	126,817,806.68	13.92
	スイス	34,821,499.53	3.82
	スウェーデン	34,740,094.11	3.81
	国際的機関	32,719,539.07	3.59
	ノルウェー	26,942,753.92	2.96
	オランダ	24,982,473.73	2.74
小計		735,124,367.79	80.67
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		176,100,439.71	19.33
合計		911,224,807.50 (約145,240百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2026年５月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝159.39円）による。以下同じ。

（注３）トラストは、ルクセンブルグの法律に基づいて設定されているが、ファンド証券は米ドル建てであるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

(i) 投資有価証券の主要銘柄

(2026年 5 月末日現在)

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資 比率 (%)
						額面金額	取得金額	時価	
1	ERSTE ABWICKLUNGSANSTALT (USD) CP 4/6/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2026/6/4	35,000,000.00	34,669,522.41	34,989,223.56	3.84
2	EUROFIMA EUROPAEISCHE GESELLSCHAFT (USD) CP 21/7/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	スイス	-	2026/7/21	35,000,000.00	34,782,229.43	34,821,499.53	3.82
3	SWEDEN (KINGDOM OF) (USD) CP 12/8/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	スウェー デン	-	2026/8/12	35,000,000.00	34,700,386.26	34,740,094.11	3.81
4	CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATION (USD) CP 22/10/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2026/10/22	35,000,000.00	34,443,733.70	34,480,090.97	3.78
5	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG (USD) CP 2/11/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2026/11/2	35,000,000.00	34,428,825.78	34,443,285.89	3.78
6	EUROPE INVESTMENT BANK (USD) CP 24/8/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	国際的 機関	-	2026/8/24	33,000,000.00	32,485,821.63	32,719,539.07	3.59
7	KOMMUNALBANKEN AS (USD) CP 22/6/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ノル ウェー	-	2026/6/22	27,000,000.00	26,667,427.55	26,942,753.92	2.96
8	BANK DES NIEDERLANDISCHEN GEMEINDEN (USD) CP 8/6/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オランダ	-	2026/8/6	25,000,000.00	24,694,542.23	24,982,473.73	2.74
9	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 9/6/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	-	2026/6/9	25,000,000.00	24,919,151.20	24,979,787.80	2.74
10	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 18/8/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2026/8/18	25,000,000.00	24,764,571.47	24,800,397.55	2.72
11	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 15/6/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	-	2026/6/15	22,000,000.00	21,926,637.13	21,968,876.36	2.41

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資 比率 (%)
						額面金額	取得金額	時価	
12	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 17/9/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2026/9/17	22,000,000.00	21,654,875.42	21,756,382.65	2.39
13	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 3/6/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2026/6/3	20,000,000.00	19,749,835.42	19,995,830.59	2.19
14	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 10/6/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2026/6/10	20,000,000.00	19,750,810.61	19,981,310.80	2.19
15	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 11/6/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	-	2026/6/11	20,000,000.00	19,937,335.85	19,979,785.76	2.19
16	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 12/6/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	-	2026/6/12	20,000,000.00	19,937,335.85	19,977,764.33	2.19
17	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 22/6/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	-	2026/6/22	20,000,000.00	19,872,715.26	19,957,571.75	2.19
18	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 24/6/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	-	2026/6/24	20,000,000.00	19,935,629.47	19,954,020.68	2.19
19	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 17/7/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2026/7/17	20,000,000.00	19,689,076.66	19,904,650.18	2.18
20	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 24/7/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2026/7/24	20,000,000.00	19,689,076.66	19,890,140.42	2.18
21	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 3/8/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2026/8/3	20,000,000.00	19,682,956.77	19,869,452.79	2.18
22	NORDRHEIN WESTFALEN BANK (USD) CP 7/8/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2026/8/7	20,000,000.00	19,824,301.62	19,863,118.70	2.18
23	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 27/8/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2026/8/27	20,000,000.00	19,670,615.54	19,812,702.95	2.17

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資 比率 (%)
						額面金額	取得金額	時価	
24	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 24/9/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2026/9/24	20,000,000.00	19,666,946.81	19,754,480.02	2.17
25	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 25/9/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2026/9/25	20,000,000.00	19,670,567.18	19,751,855.80	2.17
26	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 13/10/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2026/10/13	20,000,000.00	19,668,463.46	19,713,381.31	2.16
27	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 15/10/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2026/10/15	20,000,000.00	19,673,905.02	19,710,137.80	2.16
28	AGENCE CENTRALE ORGANISMS DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 27/10/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2026/10/27	20,000,000.00	19,672,260.15	19,682,970.60	2.16
29	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 24/7/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2026/7/24	14,000,000.00	13,790,555.93	13,925,996.43	1.53
30	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 3/6/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	-	2026/6/3	13,000,000.00	12,879,533.43	12,997,381.16	1.43

() 投資不動産物件

該当事項なし（2026年5月末日現在）。

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2026年5月末日現在）。

（２）運用実績

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

純資産の推移

2026年５月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2025年６月末日	774,602	123,464	0.01	2
７月末日	822,980	131,175	0.01	2
８月末日	883,715	140,855	0.01	2
９月末日	856,249	136,478	0.01	2
10月末日	833,076	132,784	0.01	2
11月末日	809,876	129,086	0.01	2
12月末日	782,615	124,741	0.01	2
2026年１月末日	826,259	131,697	0.01	2
２月末日	875,241	139,505	0.01	2
３月末日	829,904	132,278	0.01	2
４月末日	832,224	132,648	0.01	2
５月末日	911,225	145,240	0.01	2

分配の推移

ファンド証券の1口当たりの純資産価格を、ファンドについて0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終取引日に、（当該最終取引日の直前の日（当日を含む。）までに）宣言された、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび/または受益者の関係国において支払われる分配金についての源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

以下は、2026年5月末日までの1年間における、前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金（源泉課税後）の額を表示したものである。

最終営業日	100口当たり分配金累計（源泉課税後）
	米ドル
2025年6月29日	0.003251
7月30日	0.003258
8月28日	0.003041
9月29日	0.003307
10月30日	0.003072
11月27日	0.002659
12月29日	0.002960
2026年1月29日	0.002815
2月26日	0.001909
3月30日	0.002195
4月29日	0.002013
5月28日	0.001894

2026年5月末日までの1年間における前記月次分配金（源泉課税後）の単純合計は、以下のとおりである。

	100口当たり分配金累計（源泉課税後）
	米ドル
2025年6月 - 2026年5月	0.032374

収益率の推移

	収益率（注）
2025年 6 月 1 日 - 2026年 5 月末日	3.2374%

（注）ファンドは、純資産価格について変動がないため、上記の収益率は、2026年 5 月末日までの 1 年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出された。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものである。

$$\text{収益率（％）} = 100 \times (\text{a} - \text{b}) / \text{b}$$

a = 2026年 5 月末日の 1 口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の 1 口当たり純資産価格（分配落の額）

2 販売及び買戻しの実績

2026年5月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2026年5月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

販売口数	買戻し口数	発行済口数
116,600,567,667 (116,600,567,667)	104,246,253,422 (104,246,253,422)	91,122,480,750 (91,122,480,750)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。円貨への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2026年5月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.39円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円貨に換算された金額は、四捨五入のため、合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

外貨建マネー・マーケット・ファンド
 ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
 純資産計算書
 2026年４月30日現在

外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ			
	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券時価評価額	2.2	663,212,559	105,709,450
現金預金		172,274,757	27,458,874
前払費用		8,477	1,351
未収銀行利息		33,698	5,371
資産合計		835,529,491	133,175,046
負債			
未払管理報酬およびA I F M報酬	4	121,416	19,352
未払投資運用報酬	5	277,100	44,167
未払専門家報酬		19,233	3,066
未払保管報酬	6	82,641	13,172
未払販売会社報酬	7	607,082	96,763
未払発行税	8	6,937	1,106
その他の負債		2,190,674	349,172
負債合計		3,305,083	526,797
期末現在純資産額		832,224,408	132,648,248
発行済受益証券口数		83,222,440,809 口	
1口当たり純資産価格		0.01 米ドル	2 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ
統計情報

	2026年 4 月30日現在		2025年10月31日現在		2024年10月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
純資産額	832,224,408	132,648,248	833,076,250	132,784,023	730,096,699	116,370,113
発行済受益証券口数	83,222,440,809 口		83,307,624,967 口		73,009,669,886 口	
1 口当たり純資産価格	0.01	2 円	0.01	2 円	0.01	2 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
財務書類に対する注記
2026年4月30日現在

注１．設定

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパート およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下、本注記において「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。外貨建マネー・マーケット・ファンドはマネー・マーケット・ファンド（以下「MMF」という。）として適格性を有し、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）に規定された範囲内にある。

MMF規則の枠組みに基づき、外貨建マネー・マーケット・ファンド等のすべての既存のMMFは、MMF規則により導入された新規要件すべて（とりわけ、評価、ファンド規則、資産の適格性、内部与信特性評価手続、顧客確認方針およびストレステスト方針を含む。）を遵守しなければならない、それぞれの国の所轄官庁（ルクセンブルグ籍のファンドについてはCSSF（金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）））に対し、2019年1月21日までにMMF規則に基づく承認のための申請書を提出しなければならない。

2019年3月31日付のCSSFからの承認に伴い、外貨建マネー・マーケット・ファンドは公的債務固定基準価額MMF（以下「公債CNAV MMF」という。）の仕組みを有する短期MMFとして適格性を有している。2019年2月28日に、既存の全受益者は、MMF規則による重大な変更について適式に通知を受けた。

トラストは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 Bに登記上の事務所を有する管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）によって管理・運用されていた（2025年12月1日まで）。JFMLは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてB46 632番として登録され、AIFM法第2章に基づきトラストのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として行為する権限を付与されている。2014年7月以降、AIFMの資本金は2,500,000ユーロであった。2025年12月1日以降、トラストはカーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイによって運用されている。

トラストは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアション紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたトラストの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2024年12月18日に効力を生じた直近の総合約款は、ルクセンブルグの商業登記簿（Luxembourg Business Registers）に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

ルクセンブルグの2016年5月27日法に従って、トラストは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてK164番として登録されている。

2026年4月30日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、以下の1つのファンドを有している。

外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。ファンドの基準通貨は米ドルである。

2.2 有価証券投資の評価

ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がトラストが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、AIFMによりまたはAIFMの指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、AIFMは、トラストの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている有価証券は、当該証券取引所または市場における入手可能な直近の価格で評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場されている場合、当該有価証券の主要市場を構成する証券取引所または市場における入手可能な直近の価格が用いられる。

2.3 外貨換算

ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、期間末現在の実勢為替レートでファンドの通貨に換算されている。ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでファンドの通貨に換算されている。

ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

外国為替取引における利益および損失は、当期間の損益を決定する運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

注3．為替レート

2026年4月30日現在の以下の為替レートが使用されている。

1 ユーロ = 1.1706米ドル

1 日本円 = 0.00627米ドル

注4．管理報酬およびAIFM報酬

A I F Mは、ファンドの資産から、四半期毎に支払われる、当該四半期中の日々の平均純資産総額の年率0.06%を上限とする管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドル）を受領する権利を有する。

上記に記載の報酬は、トラストの目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

2025年12月1日以降のトラストの新たなA I F Mであるカーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイは、2026年4月30日に終了した期間中、244,163.53ユーロの報酬を受領した。

注5．投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、四半期毎に計算され米ドル建てで後払いされる、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産総額に基づく以下の料率の投資運用報酬を受領する権利を有する。

- 2億米ドル以下	年率0.18%
- 2億米ドル超 5億米ドル以下	年率0.15%
- 5億米ドル超 20億米ドル以下	年率0.10%
- 20億米ドル超	年率0.09%

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注6．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われる、ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.032%を上限とする保管報酬、ならびに年率0.008%を上限とする監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにトラストの資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注7．販売会社報酬

日本における各販売会社は、四半期毎に支払われる、ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.30%を上限とする報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、関連する四半期中の、当該販売会社により販売されたファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

注8．発行税

トラストは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、トラストは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのトラストの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注9．分配金

A I F Mは、ファンドの1口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の期間について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび/または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

注10．外部サポート

2020年7月9日、E S M A（欧州証券市場監督局）は、M M F 規則第35条に基づくM M F に対し、外部サポートを提供することを禁止する旨の公式声明を発表した。これは、特定のM M F が直面している流動性にかかる課題および新型コロナウイルス感染症がE U の金融市場に与える影響を緩和するために金融市場当局が講じている最近の措置を踏まえて行われたものである。この声明は、かかる介入がM M F 規則の要件を遵守しなければならないことを喚起するものである。M M F は、通常の場合、関係会社または関連当事者との取引を行うことができるが、M M F 規則第35条は、「M M F の流動性を保証すること、もしくはM M F の1口当たり純資産価格または1株当たり純資産価格を安定させることを意図した、または事実上そのような結果となる、M M F のスポンサーを含む第三者によりM M F に提供される直接的または間接的なサポート」と定義される外部サポートをM M F が受けることを禁止するものである。これに関連して、M M F は、M M F 規則第35条の下記の要件の両方が充足される場合に限り、関係会社または関連当事者を含む第三者との取引を行うことができる。

- 外部サポートには、他の例の中でもとりわけ、「第三者によるM M F の資産の水増し価格での購入」を含む。第三者が本項記載の外部サポートを行っているか否かを検証するため、M M F の資産に関連する第三者との取引は、独立当事者間の条件で行われる水増し価格で購入されない。
- 外部サポートには、「流動性特性およびM M F の1口当たり純資産価格または1株当たり純資産価格の維持を直接的または間接的な目的とする第三者による行為」を含む。本項記載の直接的または間接的な目的とは、第三者が関連会社であるM M F のみと取引を行う場合を指す。

M M F 規則第35条に従い、トラストは、2026年4月30日に終了した期間につき外部サポートを受けていない。

注11．取引費用

2025年11月1日から2026年4月30日までの期間にトラストに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融デリバティブ商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2025年11月1日から2026年4月30日までの期間において、取引費用は発生していない。

すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

注12．S F T R 関連の開示

報告期間中、ファンドは、以下の範囲において、規則（E U）No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付規則（E U）2015 / 2365（以下「S F T R」という。）の適用対象となる取引を行っていない。

- ・ ファンドは、トータル・リターン・スワップ取引を行わなかった。
- ・ ファンドは、S F T R 第3条(11)に規定する証券金融取引（レポ取引、有価証券もしくは商品の貸付取引、有価証券もしくは商品の借入取引、買戻取引もしくは売戻取引または信用貸借取引を含む。）を行わなかった。
- ・ ファンドは、担保契約により受領した金融商品の再利用を行わなかった。

注13．分類法

米ドル・ポートフォリオを構成する投資対象は、サステナブルな投資を促進するための枠組みの設立に関する規則（E U）2020 / 852第7条およびサステナビリティに関連する開示に関する規則（以下「S F D R」という。）の改訂に基づく環境上サステナブルな経済活動に関するE Uの基準を斟酌しない。

注14．後発事象

ファンドの管理会社は、2026年5月1日から財務書類が発行可能となった日である2026年6月26日までの間の後発事象の検討を行い、開示を要する後発事象はないと判断した。

（２）投資有価証券明細表等

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ
投資有価証券明細表
2026年４月30日現在

通貨	数量／額面	銘柄	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	対純資 産比率
公定証券取引所に認められた、および／または 他の規制市場で取引された譲渡可能証券					
コマーシャル・ペーパー					
フィンランド					
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 11/5/26	19,874,054	19,977,288	2.40%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 12/5/26	19,876,062	19,975,619	2.40%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 15/5/26	19,759,592	19,969,949	2.40%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 18/5/26	19,819,150	19,963,830	2.40%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 22/5/26	19,939,020	19,955,281	2.40%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 22/6/26	19,872,714	19,892,919	2.39%
フィンランド合計			119,140,592	119,734,886	14.39%
フランス					
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 10/6/26	19,750,811	19,914,860	2.39%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 17/7/26	19,689,077	19,838,320	2.38%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 24/7/26	19,689,077	19,823,810	2.38%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 24/9/26	19,666,947	19,686,161	2.37%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 25/9/26	19,670,567	19,683,402	2.37%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 26/5/26	19,742,996	19,945,674	2.40%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 27/8/26	19,670,616	19,743,812	2.37%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 28/5/26	19,748,535	19,941,325	2.40%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 3/6/26	19,749,835	19,929,120	2.39%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 3/8/26	19,682,957	19,803,143	2.38%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

通貨	数量 / 額面	銘柄	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	対純資 産比率
米ドル	33,000,000	CAISSE DES DEPOTS ET CONS. (USD) CP 20/5/26	32,597,957	32,932,994	3.95%
フランス合計			229,659,375	231,242,621	27.78%
ドイツ					
米ドル	35,000,000	ERSTE ABWICKLUNGSANSTALT (USD) CP 4/6/26	34,669,522	34,874,275	4.17%
米ドル	30,000,000	FMS WERTMANAGEMENT (USD) CP 19/5/26	29,732,441	29,942,881	3.60%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 11/5/26	12,881,799	12,985,712	1.56%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 12/6/26	12,878,229	12,943,085	1.56%
米ドル	30,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 13/5/26	29,812,837	29,960,113	3.60%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 15/9/26	12,798,740	12,818,471	1.54%
米ドル	22,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 17/9/26	21,654,875	21,684,200	2.61%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 22/7/26	12,877,606	12,888,365	1.55%
米ドル	14,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 24/7/26	13,790,556	13,881,315	1.67%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 3/6/26	12,879,533	12,955,480	1.56%
米ドル	33,000,000	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK (USD) CP 21/5/26	32,603,327	32,930,582	3.96%
ドイツ合計			226,579,465	227,864,479	27.38%
ノルウェー					
米ドル	27,000,000	KOMMUNALBANKEN AS (USD) CP 22/6/26	26,667,428	26,855,522	3.23%
ノルウェー合計			26,667,428	26,855,522	3.23%
国際的機関					
米ドル	33,000,000	EUROP. INV. BK (USD) CP 24/8/26	32,485,822	32,612,697	3.92%
国際的機関合計			32,485,822	32,612,697	3.92%
オランダ					
米ドル	25,000,000	BNG BK NV (USD) CP 8/6/26	24,694,542	24,902,354	2.99%
オランダ合計			24,694,542	24,902,354	2.99%
コマーシャル・ペーパー合計			659,227,224	663,212,559	79.69%
公定証券取引所に認められた、および / または 他の規制市場で取引された譲渡可能証券合計			659,227,224	663,212,559	79.69%
投資有価証券合計			659,227,224	663,212,559	79.69%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ
投資有価証券の地域別分類
2026年4月30日現在

	対純資産比率
フランス	27.78%
ドイツ	27.38%
フィンランド	14.39%
国際的機関	3.92%
ノルウェー	3.23%
オランダ	2.99%
合計	79.69%

投資有価証券の業種別分類
2026年4月30日現在

	対純資産比率
銀行	64.77%
多角的金融サービス	7.77%
国際的銀行	3.92%
政府 - ソブリン	3.23%
合計	79.69%

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の資本金は625,000ユーロ（約１億1,604万円）で、2026年５月末日現在全額払込済である。なお、１株100ユーロ（約18,566円）の記名式株式6,250株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2026年５月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝185.66円）による。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日の法律（改正済）（以下「2013年法」または「AIFM法」という。）に従ってオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のAIFMとして行為すること、およびAIFM法別表１に記載された活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表２に記載された活動を遂行することができる。

AIFMの主たる目的は、以下のとおりである。

EU指令2011/61/EUの定めるルクセンブルグ籍および外国籍のAIFのために、AIFM法の第５条第２項および別表に従い、管理運用業務、事務管理業務、販売促進業務およびAIFの資産に関するその他の業務を遂行すること。

契約型投資信託、変動株式資本を有する投資法人および固定株式資本を有する投資法人、ならびにルクセンブルグで設立されEU指令2011/61/EUの定めるAIFとして適格性を有するもののために、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第89条第２項の定める管理会社の業務を、2010年法第125 - 2条に従い遂行すること。

さらに、AIFMは、AIFの運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。AIFMは、AIFおよびその受益者のために、有価証券、財産およびより一般的にAIFの認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券の登録簿へのAIFおよびその受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、ならびに、AIFおよびAIFの受益者のために、すべての権利および特権（とりわけ、AIFの資産を構成する有価証券に付随するすべての議決権）を行使することができる。

AIFMは、自らの目的および自らが運用するAIFの目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる目的の達成のために有益かつ必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、適用ある場合、ルクセンブルグの法令、とりわけ2010年法およびAIFM法の規定に定められた制限内に限る。

AIFMは、ファンドに関して投資助言・運用をアセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドに委託しており、また保管受託銀行の義務を確保することならびに会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および評価業務をステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店に委託している。

管理会社は、2026年５月末日現在、以下の合計651本のファンドの管理・運用を行っており、その純資産価額の合計は約2,133億ユーロである。

国・地域（設立地）	種類（基本的性格）	本数	純資産の合計（ユーロ）
ルクセンブルグ	契約型投資信託（ F C P ）	5	1,443,391,467.59
ルクセンブルグ	変動資本を有する投資法人 （ S I C A V ）	61	70,868,927,480.10
ルクセンブルグ	その他の投資信託	563	135,715,513,002.20
他の E U 加盟国	投資信託（非 U C I T S ）	22	5,316,762,190.56
合計		651	213,344,594,140.45

（３）その他

本書提出前６か月間において、訴訟事件その他管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の最近事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。円貨への換算には、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2026年5月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.66円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2025年12月31日終了年度

（単位：ユーロ）

資産

	注記	2025年		2024年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
A. 未払発行済資本金					
. 未請求の発行済資本金					
. 請求済未払発行済資本金					
B. 設立費用					
C. 固定資産		3,105,248.79	576,520	4,008,996.32	744,310
. 無形固定資産	3	2,000,150.48	371,348	2,554,476.65	474,264
1. 開発費用					
2. 免許、特許、ライセンス、商標ならびに類似の権利および資産のうち、					
a) 対価を支払って取得し、かつ、C.I.3に表示する必要のないもの					
b) 自社で創出したもの					
3. のれん（対価を支払って取得したもの）		2,000,150.48	371,348	2,554,476.65	474,264
4. 前渡金および開発中の無形固定資産					
. 有形固定資産	4	842,658.51	156,448	1,192,623.22	221,422
1. 土地および建物					
2. 設備および機械					
3. その他の備品、工具および機器		842,658.51	156,448	1,192,623.22	221,422
4. 前渡金および建設中の有形固定資産					
. 金融資産	5	262,439.80	48,725	261,896.45	48,624
1. 関連事業体株式					
2. 関連事業体への貸付金					
3. 参加持分					
4. 参加持分を通じた関係性を有する事業への貸付金					
5. 固定資産として保有する投資資産		15,243.25	2,830	959.90	178
6. その他の貸付金		247,196.55	45,895	260,936.55	48,445
D. 流動資産		99,428,209.59	18,459,841	103,833,241.97	19,277,680

.棚卸資産					
1.原材料および消耗品					
2.仕掛品					
3.完成品および再販売用商品					
4.前渡金					
.債権	6	45,534,888.69	8,454,007	35,424,098.15	6,576,838
1.売掛金		43,539,788.42	8,083,597	34,230,415.07	6,355,219
a)一年以内期限到来		43,539,788.42	8,083,597	34,230,415.07	6,355,219
b)一年超期限到来					
2.関連事業体に対する債権		1,859,119.54	345,164	1,020,285.97	189,426
a)一年以内期限到来		1,859,119.54	345,164	1,020,285.97	189,426
b)一年超期限到来					
3.参加持分を通じた関係性を有する事業に対する債権					
a)一年以内期限到来					
b)一年超期限到来					
4.その他の債権		135,980.73	25,246	173,397.11	32,193
a)一年以内期限到来		135,980.73	25,246	173,397.11	32,193
b)一年超期限到来					
.投資資産	7	48,428,510.61	8,991,237	54,867,743.38	10,186,745
1.関連事業体株式					
2.自己株式					
3.その他の投資資産		48,428,510.61	8,991,237	54,867,743.38	10,186,745
.現金預金および手許現金		5,464,810.29	1,014,597	13,541,400.44	2,514,096
E.前払金		195,915.53	36,374	222,841.85	41,373
合計（資産）		102,729,373.91	19,072,736	108,065,080.14	20,063,363

資本、準備金および負債

	注記	2025年		2024年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
A.資本金および準備金	8	46,932,437.75	8,713,476	45,610,002.30	8,467,953
.発行済資本金		625,000.00	116,038	625,000.00	116,038
.資本剰余金勘定		18,947,346.63	3,517,764	15,185,000.00	2,819,247

.再評価準備金					
.準備金		3,965,250.00	736,188	3,186,575.00	591,620
1.法定準備金		62,500.00	11,604	62,500.00	11,604
2.自己株式準備金					
3.定款所定の準備金					
4.その他の準備金（公正価値準備金を含む。）		3,902,750.00	724,585	3,124,075.00	580,016
a)その他の利用可能準備金					
b)その他の利用不能準備金		3,902,750.00	724,585	3,124,075.00	580,016
.前期繰越損益		10,834,752.30	2,011,580	7,122,982.69	1,322,453
.当期損益		24,560,088.82	4,559,826	19,490,444.61	3,618,596
.中間配当		(12,000,000.00)	(2,227,920)		
.資本投資補助金					
B.引当金		86,716.86	16,100	97,896.83	18,176
1.年金および類似の債務に関する引当金	9	86,716.86	16,100	97,896.83	18,176
2.税金引当金					
3.その他の引当金					
C.債務		54,562,726.43	10,130,116	60,850,358.90	11,297,478
1.社債					
a)転換社債					
)一年以内期限到来					
)一年超期限到来					
b)非転換社債					
)一年以内期限到来					
)一年超期限到来					
2.金融機関に対する債務					
a)一年以内期限到来					
b)一年超期限到来					
3.受注に対する前受金（棚卸資産の控除として別途表示されていないもの）					
a)一年以内期限到来					
b)一年超期限到来					
4.買掛金	10	37,467,022.94	6,956,127	45,315,228.16	8,413,225
a)一年以内期限到来		37,467,022.94	6,956,127	45,315,228.16	8,413,225

b) 一年超期限到来					
5 . 支払手形					
a) 一年以内期限到来					
b) 一年超期限到来					
6 . 関連事業体に対する債務	10	10,421,944.92	1,934,938	5,976,264.36	1,109,553
a) 一年以内期限到来		10,421,944.92	1,934,938	5,976,264.36	1,109,553
b) 一年超期限到来					
7 . 参加持分を通じた関係性を有する事業に対する債務					
a) 一年以内期限到来					
b) 一年超期限到来					
8 . その他の債務	10	6,673,758.57	1,239,050	9,558,866.38	1,774,699
a) 税務当局		2,750,171.45	510,597	7,132,303.24	1,324,183
b) 社会保険当局		1,152,427.21	213,960	942,190.94	174,927
c) その他の債務		2,771,159.91	514,494	1,484,372.20	275,589
) 一年以内期限到来		2,771,159.91	514,494	1,484,372.20	275,589
) 一年超期限到来					
D . 繰延収益		1,147,492.87	213,044	1,506,822.11	279,757
合計（資本金、準備金および負債）		102,729,373.91	19,072,736	108,065,080.14	20,063,363

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（２）損益の状況

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ

要約損益計算書

2025年12月31日終了年度

（単位：ユーロ）

	注記	2025年		2024年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1.～5.損益合計		61,559,507.54	11,429,138	46,604,157.28	8,652,528
6.人件費	12	(27,706,825.85)	(5,144,049)	(19,947,099.63)	(3,703,379)
a) 賃金および給料		(24,301,870.44)	(4,511,885)	(17,493,848.91)	(3,247,908)
b) 社会保障費		(2,421,334.04)	(449,545)	(1,713,851.40)	(318,194)
) 年金関連		(643,434.87)	(119,460)	(622,588.65)	(115,590)
) その他の社会保障費		(1,777,899.17)	(330,085)	(1,091,262.75)	(202,604)
c) その他の人件費		(983,621.37)	(182,619)	(739,399.32)	(137,277)
7.評価額の調整		(913,758.84)	(169,648)	(1,054,367.55)	(195,754)
a) 設立費用および有形・無形固定資産に関するもの	3、4	(913,758.84)	(169,648)	(1,054,367.55)	(195,754)
b) 流動資産に関するもの					
8.その他の営業費用		(2,419,719.39)	(449,245)	(1,796,106.38)	(333,465)
9.参加持分からの収益					
a) 関連事業体による収益					
b) その他の参加持分からの収益					
10.固定資産に含まれるその他の投資資産および貸付金からの収益					
a) 関連事業体による収益					
b) a) に含まれないその他の収益					
11.その他の未収利息および類似の収益		1,892,162.56	351,299	2,258,422.43	419,299
a) 関連事業体による収益					
b) その他の利息および類似の収益		1,892,162.56	351,299	2,258,422.43	419,299
12.持分法適用会社の損益持分					
13.流動資産として保有する金融資産および投資資産の評価額の調整					
14.未払利息および類似の費用				(27,067.39)	(5,025)
a) 関連事業体に関するもの				(16,318.94)	(3,030)
b) その他利息および類似の費用				(10,748.45)	(1,996)

15. 損益に係る税金	13	(7,851,277.20)	(1,457,668)	(6,547,494.15)	(1,215,608)
16. 税引後損益		24,560,088.82	4,559,826	19,490,444.61	3,618,596
17. 上記 1 乃至16に表示されてい ないその他の税金	13				
18. 当期損益		24,560,088.82	4,559,826	19,490,444.61	3,618,596

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2025年12月31日終了年度

注１．概況

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、2009年9月17日、ルクセンブルグの法律に準拠した「株式会社」（Société anonyme）として、存続期間の定めなく設立された。当社は、ルクセンブルグの会社登記簿においてB 148 258として登録されている。

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-2350、ジャン・ピレー通り3に置かれている。

当社の定款は、2009年11月4日に、ルクセンブルグ大公国メモリアルC第2151号に掲載された。

2011年12月15日、定款が変更され、2012年2月8日にルクセンブルグ大公国メモリアルC第337号に掲載された。その後、定款は、2016年1月13日、2020年7月20日、および直近では2022年9月7日に変更された。

当社の会計年度は、1月1日に開始し、12月31日に終了する。

2002年12月19日商事会社法第35条、第36条および第47条に従い、当社は、2025会計年度について中規模企業として認められている。

財務書類は、貸借対照表、要約損益計算書および財務書類に対する注記を含む。

当社は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）の第15章に基づく管理会社として登録されており、ルクセンブルグの2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として承認されている。

当社の主たる事業目的は、指令2009/65/ECに基づき認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）、指令2011/61/EGに基づき認可されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）および指令2009/65/ECの適用対象外であるが当社が健全性監督の対象となるその他の投資信託（以下「UCI」という。）、ならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資ビークル（専門投資信託（SIF）およびリスク・キャピタルに投資する投資法人（SICAR）を含む。）の運用である。

当社は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）の第15章の範囲内および2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）の別表1の範囲内で、上記のUCITS、UCI、AIFおよびその他の投資ビークルの管理および販売、ならびにその目的の達成または発展に資するとみなす業務または措置を実施することができる。

当社は、2019年4月23日付でアイルランドに支店を設置した。当該支店は、アイルランド会社登記局に第909136号として登録されている。

当社は、2025年7月21日付で英国に支店を設置した。当該支店は、英国会社登記局に第FC042597号として登録されている。

2024年2月1日、当社は、GAMの第三者運用サービス事業を取得し、当該事業の移管を成功裏に完了した。

2025年6月30日、グループは、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイを買収した。2025年12月1日、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグ法に基づく簡易吸収合併により当社に吸収合併され、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイのすべての資産および負債は当社に継承され、清算を行うことなく解散した。譲渡された資産および負債は、当該時点の帳簿価額で認識され、資本に合併プレミアムが計上された。

当社の業績は、当社が属する最小の企業集団であるカーン・グローバル・ファイナンシャル・サービス・リミテッド（アイルランドで登録されている。）のグループ決算、および当社が直接の子会社として属する最大の企業集団である、当社の最終親会社フィールドポート・ホールディングス・リミテッド（アイルランドで登録されている。）のグループ決算に連結されている。

注2．会計方針

2.1 作成の基礎

財務書類は、継続企業を前提として、取得原価主義に基づくルクセンブルグの法律および規制上の要件、ならびにルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に従って作成されている。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日法（改正済）において定められたものに加え、取締役会によって決定され、適用される。

財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用を要する。また、会計方針を適用する過程においては取締役会による判断が必要とされる。仮定の変更は、当該仮定が変更された期間の財務書類に重大な影響を与えることがある。取締役会は、基礎となる仮定が適切であり、したがって財務書類が当社の財政状態および経営成績を公正に表示していると考えている。

当社は、翌会計年度における資産および負債の報告金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行っている。見積りおよび判断は継続的に評価され、過去の経験およびその他の要因（状況に応じて合理的と考えられる将来の事象に関する予測を含む。）に基づいている。

当社の帳簿はユーロ建てで記帳されている。

2.2 重要な会計方針

当社が適用する主要な評価規則は、以下のとおりである。

2.2.1 外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで維持しており、財務書類は同通貨建てで表示されている。外貨建ての取引は、取引日に適用される為替レートでユーロに換算される。

外貨建ての設立費用および固定資産は、取引日の実勢為替レートで換算される。貸借対照表日現在、これらの固定資産は引き続き実勢為替レートで換算されている。

現金預金は貸借対照表日の為替レートで換算される。当該換算から生じる為替差損益は、当会計年度の損益計算書において計上される。

外貨建てのその他の資産および負債は、貸借対照表日において適用される為替レートで再評価される。したがって、為替差損は直ちに損益計算書において認識される。為替差益は、それらが実現した時点で損益計算書において認識される。

資産と負債の間に経済的な関連性がある場合、またはヘッジ関係がある場合には、当該資産および負債は、前述の原則に従って総合的に評価される。

外貨建ての収益および費用は、取引日に適用される為替レートでユーロに換算される。為替差益は「その他の未収利息および類似の収益」とみなされ、為替差損は「未払利息および類似の費用」とみなされる。

2.2.2 無形固定資産

無形固定資産は、付随費用を含む取得原価または製造原価から、累積評価損失額および関連する評価額の調整（もしあれば）を控除した金額で評価される。

無形固定資産が、認識されている累積評価損失額を上回る恒久的な価値の低下を被ったと取締役会が判断した場合、当該減損を反映するため追加の評価減が計上される。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が適用されなくなった場合、取り消される。

	耐用年数（単位：年）	償却率
のれん	5	20.00%

2.2.3 有形固定資産

有形固定資産は、付随費用を含む取得原価または製造原価から、累積評価損失額を控除した金額で評価される。

有形固定資産が、認識されている累積評価損失額を上回る恒久的な価値の低下を被ったと当社が判断した場合、当該減損を反映するため追加の評価減が計上される。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が適用されなくなった場合、取り消される。

評価損失は、資産の見積残存耐用年数にわたり定額法により認識される。適用される償却率は以下のとおりである。

	耐用年数（単位：年）	償却率
工具および機器	3	33.33%
その他の備品	5	20.00%

2.2.4 金融資産

関連事業体株式、参加持分および固定資産として保有される証券は、付随費用を含む取得原価から累積評価調整額を控除した金額と時価のいずれか低い金額で個別に評価される。評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が適用されなくなった場合、停止される。

金融固定資産が恒久的な価値の下落を被ったと当社が判断した場合、当該損失を反映するため評価減を計上する。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が存在しなくなった場合、停止される。

「金融固定資産」に計上される債権は、取得原価から累積評価調整額を控除した金額で評価される。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が適用されなくなった場合、停止される。

2.2.5 債権

債権は、その額面価格に相当する取得原価で計上される。評価額の調整は、実現可能価格の見積額が額面価格よりも低い場合に計上される。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が適用されなくなった場合、取り消される。

2.2.6 投資資産

投資資産には、譲渡性のある証券のほか、株式および株式に相当するその他の証券、債券またはその他証券化された債務の形態への投資が含まれる。

投資資産は、時価と、付随費用を含み、加重平均価格に基づき算出された取得原価のうち低い方の金額で評価される。

投資資産は、財務書類の通貨建てで表示される。

評価額の調整は、時価が取得原価を下回った場合に計上される。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行う理由が適用されなくなった場合、取り消される。

時価は、以下のとおりである。

- 証券については、活発な市場における当該証券の最新の入手可能な相場価格。
- 取締役会が貸借対照表日現在の市況および事業上の仮定に基づき誠実に見積もった公正価値。

2.2.7 現金預金および手許現金

現金預金および手許現金は、額面価格で評価された利用可能な現金およびルクセンブルグ国内外の銀行に保有する預金を指す。

2.2.8 前払金

前払金には、当会計年度中に支払われたが翌会計年度に関連する費用が含まれる。

2.2.9 引当金

引当金は、その性質が明確に定義され、かつ、貸借対照表日現在において発生する可能性が高い、または確実に発生するがその金額や発生日が不確定である損失または債務をカバーすることを目的とするものである。

2.2.10 債務

債務は、その償還価格で計上される。

返済すべき金額が受領金額を上回る場合、その差額は債務発行時に損益計算書において計上される。

2.2.11 繰延収益

繰延収益は、当会計年度中に受領したが翌会計年度に関連する収益を含む。

2.2.12 損益合計

損益合計は、サービスの売却により生じる金額から、当社の通常の業務に該当するその他の外部費用を控除した金額から成る。

2.3 継続性

財務書類の作成にあたり、取締役会は、当社の事業を通常どおりに継続して行う能力を評価した。かかる評価に基づき、取締役会は、継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であると考え

注３．無形固定資産

無形固定資産の当年度中の変動は、以下のとおりである。

	のれん (単位：ユーロ)	合計 (単位：ユーロ)
2024年12月31日現在の総額	3,214,956.90	3,214,956.90
当年度中の増加	0.00	0.00
当年度中の処分	0.00	0.00
2025年12月31日現在の総額	3,214,956.90	3,214,956.90
2024年12月31日現在の累積評価調整額	(660,480.25)	(660,480.25)
当年度中の配分	(554,326.17)	(554,326.17)
当年度中の取消し	0.00	0.00
2025年12月31日現在の累積評価調整額	(1,214,806.42)	(1,214,806.42)
2024年12月31日現在の純帳簿価額	2,554,476.65	2,554,476.65
2025年12月31日現在の純帳簿価額	2,000,150.48	2,000,150.48

注４．有形固定資産

有形固定資産の当年度中の変動は、以下のとおりである。

	その他の備品、工具 および機器 (単位：ユーロ)	合計 (単位：ユーロ)
2024年12月31日現在の総額	2,023,262.31	2,023,262.31
当年度中の増加	9,467.96	9,467.96
当年度中の処分	0.00	0.00
2025年12月31日現在の総額	2,032,730.27	2,032,730.27
2024年12月31日現在の累積評価調整額	(830,639.09)	(830,639.09)
当年度中の配分	(359,432.67)	(359,432.67)
当年度中の取消し	0.00	0.00
2025年12月31日現在の累積評価調整額	(1,190,071.76)	(1,190,071.76)
2024年12月31日現在の純帳簿価額	1,192,623.22	1,192,623.22
2025年12月31日現在の純帳簿価額	842,658.51	842,658.51

注５．金融資産

金融資産の当年度中の変動は、以下のとおりである。

	固定資産として 保有する		
	投資資産	その他の貸付金	合計
	(単位：ユーロ)	(単位：ユーロ)	(単位：ユーロ)
2024年12月31日現在の総額	959.90	260,936.55	261,896.45
当年度中の増加	14,283.35	(13,740.00)	543.35
当年度中の処分	0.00	0.00	0.00
2025年12月31日現在の総額	15,243.25	247,196.55	262,439.80
2024年12月31日現在の累積評価調整額	0.00	0.00	0.00
当年度中の配分	0.00	0.00	0.00
当年度中の取消し	0.00	0.00	0.00
2025年12月31日現在の累積評価調整額	0.00	0.00	0.00
2024年12月31日現在の純帳簿価額	959.90	260,936.55	261,896.45
2025年12月31日現在の純帳簿価額	15,243.25	247,196.55	262,439.80

その他の貸付金は、保証金に関するものである。

2025年12月１日、当社はジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと合併し、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの総額14,283.35ユーロの投資資産は当社に承継された。

注６．債権

2025年12月31日現在、債権は以下から構成される。

	2025年12月31日 (単位：ユーロ)	2024年12月31日 (単位：ユーロ)
売掛金	43,539,788.42	34,230,415.07
売掛金	43,539,788.42	34,230,415.07
関連事業体に対する債権	1,859,119.54	1,020,285.97
関連事業体に対する債権	1,859,119.54	1,020,285.97
その他の債権	135,980.73	173,397.11
その他の債権	135,980.73	173,397.11
合計	45,534,888.69	35,424,098.15

売掛金は、2025会計年度に関連する手数料収益に関するものである。

2024年12月31日現在、売掛金として表示されていたマネー・マーケット・ファンドの未収受取利息に関連する173,097.11ユーロ（注記７を参照）は、会計年度間の比較可能性を確保するため、その他の債権に分類変更されている。

注 7 . 投資資産

2025年12月31日現在、投資資産は以下から構成される。

	2025年12月31日 (単位：ユーロ)	2024年12月31日 (単位：ユーロ)
その他の投資資産	48,428,510.61	54,867,743.38
マネー・マーケット・ファンド	48,428,510.61	54,867,743.38
合計	48,428,510.61	54,867,743.38

[次へ](#)

注8．資本および準備金

当年度において、株主資本の変動は、以下のとおりである。

	発行済資本 金	資本剰余金	勘定法定準備金	その他の準備 金	前期繰越損益	当期損益	中間配当金	合計
	（単位： ユーロ）	（単位：ユー ロ）	（単位：ユー ロ）	（単位：ユー ロ）	（単位：ユー ロ）	（単位：ユー ロ）	（単位：ユー ロ）	（単位：ユー ロ）
2024 年12 月31 日	625,000.00	15,185,000.00	62,500.00	3,124,075.00	7,122,982.69	19,490,444.61	0.00	45,610,002.30
前 年 度 の 利 益 の 配 分 配 当 金 の 分 配	0.00	0.00	0.00	778,675.00	18,711,769.61	(19,490,444.61)	0.00	0.00
資 本 抛 出 合 併 プ レ ミ ア ム 当 期 損 益	0.00	0.00	0.00	0.00	(15,000,000.00)	0.00	(12,000,000.00)	(27,000,000.00)
資 本 抛 出 合 併 プ レ ミ ア ム 当 期 損 益	0.00	1,000,000.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,000,000.00
資 本 抛 出 合 併 プ レ ミ ア ム 当 期 損 益	0.00	2,762,346.63	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,762,346.63
資 本 抛 出 合 併 プ レ ミ ア ム 当 期 損 益	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	24,560,088.82	0.00	24,560,088.82
2025 年12 月31 日	625,000.00	18,947,346.63	62,500.00	3,902,750.00	10,834,752.30	24,560,088.82	(12,000,000.00)	46,932,437.75

発行済資本金

2025年12月31日現在、当社の発行済資本金は625,000.00ユーロであり、額面価格100.00ユーロの株式6,250株で構成される。資本金は全額払い込み済みである。

2025年12月31日現在、当社は自己株式を保有していない。

資本剰余金勘定

2025年12月31日現在の資本剰余金勘定は18,947,346.63ユーロであった。

2025年1月14日、単独株主は1,000,000.00ユーロの資本拠出を行うことを決定した（前年度：0.00ユーロ）。

2025年12月1日、当社はジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイを吸収合併し、その結果、2,762,346.63ユーロの合併プレミアムが認識され、資本に計上された。

法定準備金

2025年12月31日現在、法定準備金は62,500.00ユーロである。当社は、この準備金が発行済資本金の10%と等しくなるまで、年間純利益の5%以上を法定準備金に充当しなければならない。この準備金を分配することはできない。

法定準備金は全額充当済みである。

その他の準備金

ルクセンブルグ純資産税法第8条aに基づき、当社は、純資産税の減額分の5倍の金額に相当する金額を控除対象外準備金に充当することにより、純資産税の納税債務を減額する。この準備金は、純資産税が減額された年度の翌年度から5年間は分配することができない。

配当金の分配

当年度において、当社は15,000,000.00ユーロの配当金（前年度：12,000,000.00ユーロ）および12,000,000.00ユーロの中間配当金（前年度：0.00ユーロ）を分配した。

[次へ](#)

注9．引当金

2025年12月31日現在、引当金は以下から構成される。

	2025年12月31日 (単位：ユーロ)	2024年12月31日 (単位：ユーロ)
年金および類似の債務に関する引当金	86,716.86	97,896.83
合計	86,716.86	97,896.83

2024年12月31日現在、その他の引当金として表示されていた年金引当金に関連する97,896.83ユーロは、会計年度間の比較可能性を確保するため、年金および類似の債務に関する引当金に分類変更されている。

注10．債務

2025年12月31日現在、当社の債務のうち支払期日が到来している金額の内訳は以下のとおりである。

	1年以内 (単位：ユーロ)	1年超 5年以内 (単位：ユーロ)	5年超 (単位：ユーロ)	2025年12月31日 (単位：ユーロ)	2024年12月31日 (単位：ユーロ)
買掛金	37,467,022.94	0.00	0.00	37,467,022.94	45,315,228.16
関連事業体に対する債務	10,421,944.92	0.00	0.00	10,421,944.92	5,976,264.36
税務当局	2,750,171.45	0.00	0.00	2,750,171.45	7,132,303.24
社会保険当局	1,152,427.21	0.00	0.00	1,152,427.21	942,190.94
その他の債務	2,771,159.91	0.00	0.00	2,771,159.91	1,484,372.20
合計	54,562,726.43	0.00	0.00	54,562,726.43	60,850,358.90

注11．純売上高

2025年12月31日現在、当社の純売上高の内訳は以下のとおりである。

	2025年12月31日 (単位：ユーロ)	2024年12月31日 (単位：ユーロ)
総収入	192,510,571.47	199,961,389.39
パススルー	(115,369,279.16)	(137,090,081.26)
合計	77,141,292.31	62,871,308.13

当社は運用中のファンドに対して提供される業務に関して総収入を計上しているが、この収入の一部は、第三者である業務提供者、投資運用会社および／または販売パートナーに対して当社が支払う義務を負う手数料である。これらの金額は当社が留保する収入ではないため、パススルー費用として表示されている。

上記の表は、当年度中に発生した総収入の合計、その収入のうち当社が外部の業務提供者に支払う義務を負うもの、およびその結果当社が留保した純収入を示している。パススルーの金額は、ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に基づき収益および同等の費用として認識される基準を満たしているが、損益計算書が要約表示されているため、財務書類の表には個別に開示されていない。

注12．人件費

2025年12月31日に終了した年度中、当社の従業員数は、平均で166.00名であった（前年度：163.00名）。種類別の内訳は以下のとおりである。

	2025年12月31日	2024年12月31日
従業員	166.00	163.00
合計	166.00	163.00

注13．税金

当社はルクセンブルグで適用される税規制の適用を受ける。

ピラー 2

グループの評価の結果、当社は、欧州連合における多国籍企業集団および大規模な国内企業集団に対する世界的な最低課税水準に関する欧州指令2022 / 2523をルクセンブルグ法に組み込んだ、「ピラー 2」に関する2023年12月22日法の適用対象外である。

注14．関連当事者取引

当会計年度において、関連当事者との間で締結されたすべての取引は契約に基づいて行われた。

注15．経営陣および監督機関の構成員に対する貸付けおよび融資

2025年12月31日に終了した年度において、経営陣の構成員に対する貸付けまたは融資は行われていない。

注16．簿外コミットメント

2025年12月31日現在、当社は、自動車リース契約に関する簿外コミットメント366,701.57ユーロ（2024年：359,009.77ユーロ）、および賃貸契約に関する簿外コミットメント1,515,401.49ユーロ（2024年：2,210,389.73ユーロ）を有している。

注17．後発事象

2026年1月16日、ジョン・オールデイスは取締役を退任した。

2026年3月27日、取締役会は、直接の親会社であるカーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（アイルランド）リミテッドに対する5,000,000.00ユーロの配当金の分配を承認することを決議した。

貸借対照表日以降に発生した後発事象で、財務書類における認識または開示が必要となるものはなかった。

[次へ](#)

RCSL Nr. : B148258

Matricule : 20092218520

BALANCE SHEET**Financial year from 01/01/2025 to 31/12/2025 (in EUR)**

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A.

3, rue Jean Piret

L-2350 Luxembourg

ASSETS

	References	Current year	Previous year
A. Subscribed capital unpaid	1101	101	102
I. Subscribed capital not called	1103	103	104
II. Subscribed capital called but unpaid	1105	105	106
B. Formation expenses	1107	107	108
C. Fixed assets	1109	109	110
I. Intangible assets	1111	111	112
1. Costs of development	1113	113	114
2. Concessions, patents, licences trade marks and similar rights and assets, if they were	1115	115	116
a) acquired for valuable consideration and need not be shown under C.I.3	1117	117	118
b) created by the undertaking itself	1119	119	120
3. Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration	1121	121	122
4. Payments on account and intangible assets under development	1123	123	124
II. Tangible assets	1125	125	126
1. Land and buildings	1127	127	128
2. Plant and machinery	1129	129	130

		RCSL Nr. : B148258		Matricule : 20092218520	
		References		Current year	Previous year
3.	Other fixtures and fittings, tools and equipment	1131	131	842.658,51	1.192.623,22
4.	Payments on account and tangible assets in the course of construction	1133	133		
III.	Financial assets	1135	5	262.439,80	261.896,45
1.	Shares in affiliated undertakings	1137	137		
2.	Loans to affiliated undertakings	1139	139		
3.	Participating interests	1141	141		
4.	Loans to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests	1143	143		
5.	Investments held as fixed assets	1145	145	15.243,25	959,90
6.	Other loans	1147	147	247.196,55	260.936,55
D.	Current assets	1151		99.428.209,59	103.833.241,97
I.	Stocks	1153	153		
1.	Raw materials and consumables	1155	155		
2.	Work in progress	1157	157		
3.	Finished goods and goods for resale	1159	159		
4.	Payments on account	1161	161		
II.	Debtors	1163	6	45.534.888,69	35.424.098,15
1.	Trade debtors	1165	165	43.539.788,42	34.230.415,07
a)	becoming due and payable within one year	1167	167	43.539.788,42	34.230.415,07
b)	becoming due and payable after more than one year	1169	169		
2.	Amounts owed by affiliated undertakings	1171	171	1.859.119,54	1.020.285,97
a)	becoming due and payable within one year	1173	173	1.859.119,54	1.020.285,97
b)	becoming due and payable after more than one year	1175	175		
3.	Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests	1177	177		
a)	becoming due and payable within one year	1179	179		
b)	becoming due and payable after more than one year	1181	181		
4.	Other debtors	1183	183	135.980,73	173.397,11
a)	becoming due and payable within one year	1185	185	135.980,73	173.397,11
b)	becoming due and payable after more than one year	1187	187		

DocuSign Envelope ID: 29D1877C-F2AD-440B-8AA4-5E7345CA155E

Page 3/5

		RCSL Nr. : B148258		Matricule : 20092218520			
		References		Current year		Previous year	
III.	Investments	1189	7	189	48,428,510,61	190	54,867,743,38
	1. Shares in affiliated undertakings	1191		191		192	
	2. Own shares	1209		209		210	
	3. Other investments	1195		195	48,428,510,61	196	54,867,743,38
IV.	Cash at bank and in hand	1197		197	5,464,810,29	198	13,541,400,44
E.	Prepayments	1199		199	195,915,53	200	222,841,85

The notes in the annex form an integral part of the annual accounts.

8

RCSL Nr. : B148258

Matricule : 20092218520

CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES

	References	Current year	Previous year
A. Capital and reserves	1301 8	301 46.932.437,75	302 45.610.002,30
I. Subscribed capital	1303	303 625.000,00	304 625.000,00
II. Share premium account	1305	305 18.947.346,63	306 15.185.000,00
III. Revaluation reserve	1307	307	308
IV. Reserves	1309	309 3.965.250,00	310 3.186.575,00
1. Legal reserve	1311	311 62.500,00	312 62.500,00
2. Reserve for own shares	1313	313	314
3. Reserves provided for by the articles of association	1315	315	316
4. Other reserves, including the fair value reserve	1429	429 3.902.750,00	430 3.124.075,00
a) other available reserves	1431	431	432
b) other non available reserves	1433	433 3.902.750,00	434 3.124.075,00
V. Profit or loss brought forward	1319	319 10.834.752,30	320 7.122.982,69
VI. Profit or loss for the financial year	1321	321 24.560.088,82	322 19.490.444,61
VII. Interim dividends	1323	323 -12.000.000,00	324
VIII. Capital investment subsidies	1325	325	326
B. Provisions	1331	331 86.716,86	332 97.896,83
1. Provisions for pensions and similar obligations	1333 9	333 86.716,86	334 97.896,83
2. Provisions for taxation	1335	335	336
3. Other provisions	1337	337	338
C. Creditors	1435	435 54.562.726,43	436 60.850.358,90
1. Debenture loans	1437	437	438
a) Convertible loans	1439	439	440
i) becoming due and payable within one year	1441	441	442
ii) becoming due and payable after more than one year	1443	443	444
b) Non convertible loans	1445	445	446
i) becoming due and payable within one year	1447	447	448
ii) becoming due and payable after more than one year	1449	449	450
2. Amounts owed to credit institutions	1355	355	356
a) becoming due and payable within one year	1357	357	358
b) becoming due and payable after more than one year	1359	359	360

The notes in the annex form an integral part of the annual accounts

9

		RCSL Nr. : B148258		Matricule : 20092218520	
		References	Current year	Previous year	
3.	Payments received on account of orders in so far as they are not shown separately as deductions from stocks	1361	361	362	
a)	becoming due and payable within one year	1363	363	364	
b)	becoming due and payable after more than one year	1365	365	366	
4.	Trade creditors	1367	10 37,467,022,94	368	45,315,228,16
a)	becoming due and payable within one year	1369	369 37,467,022,94	370	45,315,228,16
b)	becoming due and payable after more than one year	1371	371	372	
5.	Bills of exchange payable	1373	373	374	
a)	becoming due and payable within one year	1375	375	376	
b)	becoming due and payable after more than one year	1377	377	378	
6.	Amounts owed to affiliated undertakings	1379	10 10,421,944,92	380	5,976,264,36
a)	becoming due and payable within one year	1381	381 10,421,944,92	382	5,976,264,36
b)	becoming due and payable after more than one year	1383	383	384	
7.	Amounts owed to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests	1385	385	386	
a)	becoming due and payable within one year	1387	387	388	
b)	becoming due and payable after more than one year	1389	389	390	
8.	Other creditors	1451	10 6,673,758,57	452	9,558,866,38
a)	Tax authorities	1393	393 2,750,171,45	394	7,132,303,24
b)	Social security authorities	1395	395 1,152,427,21	396	942,190,94
c)	Other creditors	1397	397 2,771,159,91	398	1,484,372,20
i)	becoming due and payable within one year	1399	399 2,771,159,91	400	1,484,372,20
ii)	becoming due and payable after more than one year	1401	401	402	
D. Deferred income		1403	403 1,147,492,87	404	1,506,822,11
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		405	102,729,373,91	406	108,065,080,14

RCSL Nr. : B148258

Matricule : 20092218520

ABRIDGED PROFIT AND LOSS ACCOUNT**Financial year from 01/01/2025 to 31/12/2025 (in EUR)**

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A.

3, rue Jean Piret

L-2350 Luxembourg

	References		Current year		Previous year
1. to 5. Gross profit or loss		1651	61.559.507,54	652	46.604.157,28
6. Staff costs		1605	-27.706.825,85	606	-19.947.099,63
a) Wages and salaries		1607	-24.301.870,44	608	-17.493.848,91
b) Social security costs		1609	-2.421.334,04	610	-1.713.851,40
i) relating to pensions		1653	-643.434,87	654	-622.588,65
ii) other social security costs		1655	-1.777.899,17	656	-1.091.262,75
c) Other staff costs		1613	-983.621,37	614	-739.399,32
7. Value adjustments		1657	-913.758,84	658	-1.054.367,55
a) in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets		1659	-913.758,84	660	-1.054.367,55
b) in respect of current assets		1661		662	
8. Other operating expenses		1621	-2.419.719,39	622	-1.796.106,38

RCSL Nr. : B148258		Matricule : 20092218520	
	References	Current year	Previous year
9. Income from participating interests	1715	715	716
a) derived from affiliated undertakings	1717	717	718
b) other income from participating interests	1719	719	720
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets	1721	721	722
a) derived from affiliated undertakings	1723	723	724
b) other income not included under a)	1725	725	726
11. Other interest receivable and similar income	1727	727	728
a) derived from affiliated undertakings	1729	729	730
b) other interest and similar income	1731	731	732
12. Share of profit or loss of undertakings accounted for under the equity method	1663	663	664
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	1665	665	666
14. Interest payable and similar expenses	1627	627	628
a) concerning affiliated undertakings	1629	629	630
b) other interest and similar expenses	1631	631	632
15. Tax on profit or loss	1635	635	636
16. Profit or loss after taxation	1667	667	668
17. Other taxes not shown under items 1 to 16	1637	637	638
18. Profit or loss for the financial year	1669	669	670

DocuSign Envelope ID: 29D1877C-F2AD-440B-8AA4-5E7345CA155E

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2025

1. General information

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. (the "Company") was incorporated on 17 September 2009 as a "Société anonyme" under Luxembourg law for an unlimited period of time. The Company is registered in the Luxembourg Company's Register under the number B 148 258.

The registered office of the Company is established at 3, rue Jean Piret, L-2350 Luxembourg.

The statutes were published in the Memorial of the Grand Duchy of Luxembourg, edition C, number 2151 on 4 November 2009.

On 15 December 2011 the statutes were amended and published in the Memorial of the Grand Duchy of Luxembourg, edition C, number 337 on 8 February 2012, on 13 January 2016, on 20 July 2020 and for the last time on 7 September 2022.

The financial year starts on 1 January and ends on 31 December.

In accordance with articles 35, 36 and 47 of the law of 19 December 2002 on commercial companies, the Company is recognized as a medium company for the financial year 2025.

The financial statements include the balance sheet, the abridged profit and loss accounts and the notes to the financial statements.

The Company is registered as a Management Company under the Chapter 15 of the Law of 17 December 2010 on Undertakings for Collective Investment, as amended, and was approved as an Alternative Investment Fund Manager (AIFM) within the meaning of the Luxembourg Law of 12 July 2013 on Alternative Investment Fund Managers.

The main corporate object is the management of undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) authorised by Directive 2009/65/EC, alternative investment funds (AIF) authorised by Directive 2011/61/EG and other undertakings for collective investment (UCI) not covered by Directive 2009/65/EC but for which the Company is subject to prudential supervision, as well as other Luxembourg or foreign investment vehicles (incl. SIF and SICAR).

The Company may carry out any operation or measure which it may deem useful for the administration and distribution of such UCITS, UCI and AIF as well as other investment vehicles, and for the accomplishment or the development of its purpose, remaining within the limits of Chapter 15 of the Law of 17 December 2010 on Undertakings for Collective Investment and within the limits of Annex 1 of the Law of 12 July 2013 on Alternative Investment Fund Managers, as amended respectively.

The Company set up a branch in Ireland, effective as of 23 April 2019. The branch is registered with the Irish Companies Registration Office under the number 909136.

The Company set up a branch in the United Kingdom, effective as of 21 July 2025. The branch is registered with the UK Companies Registration Office under the number FC042597.

On 1 February 2024, the Company acquired and successfully completed the transfer of GAM's third-party management services business.

On 30 June 2025, the Group acquired Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.. On 1 December 2025, Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. was merged into the Company through a simplified merger by absorption under Luxembourg law, resulting in the Company taking over all assets and liabilities of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. and being dissolved without liquidation. The transferred assets and liabilities were recognised at their existing carrying amounts and a merger premium was created in equity.

The results of the Company are consolidated in the group accounts of Carne Global Financial Services Limited registered in Ireland, forming the smallest body, and in the group accounts of the Ultimate Parent Company Fieldport Holdings Limited registered in Ireland, forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a direct subsidiary undertaking.

2. Accounting policies

2.1 Basis of preparation

The financial statements have been prepared, on a going concern basis, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention, as well as with the generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the Law of 19 December 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors.

The preparation of the financial statements requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Directors to exercise its judgment in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the financial statements in the period in which the assumption changed. The Board of Directors believes that the underlying assumptions are appropriate and that the financial statements therefore fairly present the financial position and results.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgments are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

The Company's books are kept in Euro (EUR).

2.2 Significant accounting policies

The main valuation rules are applied by the Company as follows:

2.2.1 Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in euros (EUR) and the financial statements are expressed in this currency. Transactions in foreign currencies are translated into EUR at the exchange rates applicable at the date of the transactions.

Formation expenses and fixed assets expressed in a foreign currency are translated at the historical exchange rate in effect at the date of the transaction. At the balance sheet date, these fixed assets remain translated at the historical exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate in effect at the balance sheet date. Exchange gains and losses resulting from these translations are recorded in the profit and loss account for the financial year.

Other assets and liabilities in foreign currencies are reevaluated at exchange rates applicable at the balance sheet date. Accordingly, exchange losses are recognised immediately in the profit and loss account. Exchange gains are recognised in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability or a hedge relationship is proved, they are valued together in aggregate, in accordance with the aforementioned principles.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into EUR at the exchange rate applicable on the transactions date. Exchange gains are considered as 'Other interest receivable and similar income', and exchange losses as 'Interest payable and similar expenses'.

2.2.2 Intangible assets

Intangible assets are valued at their purchase price including the expenses incidental thereto or at production cost, less accumulated depreciation amounts and related value adjustments, if any.

Where the Board of Directors considers that an intangible asset has suffered a durable decline in value in excess of the accumulated depreciation recognised, an additional write-down is recorded to reflect this impairment. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

	Useful life (in years)	Amortisation rate
Goodwill	5	20,00%

DocuSign Envelope ID: 29D1877C-F2AD-440B-8AA4-5E7345CA155E

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2025

2.2.3 Tangible assets

Tangible assets are valued at purchase price including the expenses incidental thereto, or at production costs, less accumulated depreciation.

Where the Company considers that tangible assets have suffered a durable decline in value in excess of the accumulated depreciation recognised, an additional write-down is recorded to reflect this impairment. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Depreciation is recognised on a straight-line basis over the estimated remaining useful life of the assets. The depreciation rates applied are as follows:

	Useful life (in years)	Amortisation rate
Tools and equipment	3	33,33%
Other fixtures and fittings	5	20,00%

2.2.4 Financial assets

Shares in affiliated undertakings, participating interests and securities held as fixed assets are valued individually at the lower of the purchase price including the expenses incidental thereto less accumulated value adjustments or the market value. Value adjustments are not continued, if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Where the Company considers that a financial fixed asset has suffered a durable depreciation in value, a write-down is recorded to reflect this loss. These value adjustments are not continued, if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to exist.

Debtors under "Financial fixed assets" are valued at their purchase price less accumulated value adjustments. These value adjustments are not continued, if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.5 Debtors

Debtors are carried at cost which corresponds to their nominal value. A value adjustment is recorded when the estimated realisable value is lower than the nominal value. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.6 Investments

Investments include transferable securities, as well as other investments in shares and other securities equivalent to shares and in bonds or any other forms of securitised debts.

Investments are valued at the lower of their market value or purchase price, including expenses incidental thereto and calculated on the basis of weighted average prices.

Investments are expressed in the currency in which the financial statements are prepared.

A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase price. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

The market value corresponds to:

- the latest available quoted price in an active market for securities;
- the fair value estimated in good faith by the Board of Directors based on market conditions existing at the balance sheet date and business assumptions

2.2.7 Cash at bank and in hand

Cash at bank and in hand represents available cash valued at its nominal value and concern accounts held with Luxembourg and foreign banks.

2.2.8 Prepayments

Prepayments include expenses paid during the financial year but related to a subsequent financial year.

2.2.9 Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or the date which they will arise.

DocuSign Envelope ID: 29D1877C-F2AD-440B-8AA4-5E7345CA155E

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2025

2.2.10 Creditors

Debts are recorded at their reimbursement value.

When the amount repayable on account is greater than the amount received, the difference is recorded in the profit and loss account when the debt is issued.

2.2.11 Deferred income

Deferred income includes income received during the financial year but related to a subsequent financial year.

2.2.12 Gross profit or loss

The gross profit or loss comprises the amounts derived from the sale of services with the deductions of the other external charges falling within the Company's ordinary activities.

2.3 Going concern

In preparing these financial statements, the Board of Directors has assessed the ability of the Company to continue to operate normally. Following this assessment, the Board of Directors believes it is appropriate to prepare these financial statements on a going concern basis.

3. Intangible assets

The movements on intangible assets over the year are as follows:

	Goodwill (EUR)	Total (EUR)
Gross value as of 31/12/2024	3.214.956,90	3.214.956,90
Additions for the year	0,00	0,00
Disposals for the year	0,00	0,00
Gross value as of 31/12/2025	3.214.956,90	3.214.956,90
Accumulated value adjustments as of 31/12/2024	-660.480,25	-660.480,25
Allocations for the year	-554.326,17	-554.326,17
Reversals for the year	0,00	0,00
Accumulated value adjustments as of 31/12/2025	-1.214.806,42	-1.214.806,42
Net book value as of 31/12/2024	2.554.476,65	2.554.476,65
Net book value as of 31/12/2025	2.000.150,48	2.000.150,48

DocuSign Envelope ID: 29D1877C-F2AD-440B-8AA4-5E7345CA155E

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2025

4. Tangible assets

The movements on tangible assets over the year are as follows:

	Other fixtures and fittings, tools and equipment	Total
	(EUR)	(EUR)
Gross value as of 31/12/2024	2.023.262,31	2.023.262,31
Additions for the year	9.467,96	9.467,96
Disposals for the year	0,00	0,00
Gross value as of 31/12/2025	2.032.730,27	2.032.730,27
Accumulated value adjustments as of 31/12/2024	-830.639,09	-830.639,09
Allocations for the year	-359.432,67	-359.432,67
Reversals for the year	0,00	0,00
Accumulated value adjustments as of 31/12/2025	-1.190.071,76	-1.190.071,76
Net book value as of 31/12/2024	1.192.623,22	1.192.623,22
Net book value as of 31/12/2025	842.658,51	842.658,51

5. Financial assets

The movements on financial assets over the year are as follows:

	Investments held as fixed assets	Other loans	Total
	(EUR)	(EUR)	(EUR)
Gross value as of 31/12/2024	959,90	260.936,55	261.896,45
Additions for the year	14.283,35	-13.740,00	543,35
Disposals for the year	0,00	0,00	0,00
Gross value as of 31/12/2025	15.243,25	247.196,55	262.439,80
Accumulated value adjustments as of 31/12/2024	0,00	0,00	0,00
Allocations for the year	0,00	0,00	0,00
Reversals for the year	0,00	0,00	0,00
Accumulated value adjustments as of 31/12/2025	0,00	0,00	0,00
Net book value as of 31/12/2024	959,90	260.936,55	261.896,45
Net book value as of 31/12/2025	15.243,25	247.196,55	262.439,80

The item Other loans concerns rent deposits.

On 1 December 2025, the Company merged with Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. and investments held by the latter amounting to EUR 14.283,35 were transferred to the Company.

DocuSign Envelope ID: 29D1877C-F2AD-440B-8AAA-5E7345CA155E

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2025

6. Debtors

As at 31 December 2025, debtors are composed of:

	31/12/2025 (EUR)	31/12/2024 (EUR)
Trade debtors	43.539.788,42	34.230.415,07
Trade debtors	43.539.788,42	34.230.415,07
Amounts owed by affiliated undertakings	1.859.119,54	1.020.285,97
Amounts owed by affiliated undertakings	1.859.119,54	1.020.285,97
Other debtors	135.980,73	173.397,11
Other debtors	135.980,73	173.397,11
Total	45.534.888,69	35.424.098,15

The item trade debtors concerns commission earnings related to the financial year 2025.

The amount of EUR 173.097,11 relating to accrued Money Market Funds interest income (see Note 7) previously shown under Trade debtors as at 31 December 2024 has been reclassified to Other debtors in order to ensure comparability between the financial years.

7. Investments

As at 31 December 2025, investments are composed of:

	31/12/2025 (EUR)	31/12/2024 (EUR)
Other investments	48.428.510,61	54.867.743,38
Money Market Funds	48.428.510,61	54.867.743,38
Total	48.428.510,61	54.867.743,38

DocuSign Envelope ID: 29D1877C-F2AD-440B-9AAA-5E7345CA155E

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2025**8. Capital and reserves**

During the year, the movements in shareholder's equity are as follows:

	Subscribed capital (EUR)	Share premium account (EUR)	Legal reserve (EUR)	Other reserves (EUR)	Profit or loss brought forward (EUR)	Profit or loss of the year (EUR)	Interim divid (EUR)
31/12/2024	625.000,00	15.185.000,00	62.500,00	3.124.075,00	7.122.982,69	19.490.444,61	
Allocation of prior year's result	0,00	0,00	0,00	778.675,00	18.711.769,61	-19.490.444,61	
Dividend distribution	0,00	0,00	0,00	0,00	-15.000.000,00	0,00	-12.000.000,00
Capital contribution	0,00	1.000.000,00	0,00	0,00	0,00	0,00	
Merger premium	0,00	2.762.346,63	0,00	0,00	0,00	0,00	
Profit or loss of the year	0,00	0,00	0,00	0,00	0,00	24.560.088,82	
31/12/2025	625.000,00	18.947.346,63	62.500,00	3.902.750,00	10.834.752,30	24.560.088,82	-12.000.000,00

Subscribed capital

As at 31 December 2025, the subscribed capital of the Company amounts to EUR 625.000,00 represented by 6.250 shares with a nominal value of EUR 100,00 fully paid-up.

The Company does not hold own shares as at 31 December 2025.

Share premium account

Share premium account as at 31 December 2025 amounts to EUR 18.947.346,63.

On 14 January 2025, the Sole Shareholder decided to make a capital contribution of EUR 1.000.000,00 (prior year: EUR Nil).

On 1 December 2025, the Company absorbed Japan Fund Management (Luxembourg) S.A., resulting in the recognition of a merger premium of EUR 2.762.346,63 equity.

Legal reserve

As at 31 December 2025, the legal reserve amounts to EUR 62.500,00. The Company is required to allocate a minimum of 5% of its annual net income to reserve equals 10% of the subscribed capital. This reserve may not be distributed.

The legal reserve is fully allocated.

Other reserves

In accordance with article 8a of the Luxembourg Net Wealth Tax law the Company reduces its Net Wealth Tax liability by allocating under non-deductible expenses that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is not distributable for a period of five years from the year in which the Net Wealth Tax was reduced.

Dividend distribution

During the year, the Company distributed a dividend of EUR 15.000.000,00 (prior year: EUR 12.000.000,00) and an interim dividend of EUR 12.000.000,00.

[次へ](#)

DocuSign Envelope ID: 29D1877C-F2AD-440B-9AAA-5E7345CA155E

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2025

9. Provisions

As at 31 December 2025, provisions are composed as follows:

	31/12/2025	31/12/2024
	(EUR)	(EUR)
Provisions for pensions and similar obligations	86.716,86	97.896,83
Total	86.716,86	97.896,83

The amount of EUR 97.896,83 relating to provision for pension previously shown under Other provisions as at 31 December 2024 has been reclassified to Provisions for pensions and similar obligations in order to ensure comparability between the financial years.

10. Creditors

As at 31 December 2025, the amounts due and payable for the debts by the Company are broken down as follows:

	Within one year	After 1 year and within 5 years	After more than 5 years	31/12/2025	31/12/2024
	(EUR)	(EUR)	(EUR)	(EUR)	(EUR)
Trade creditors	37.467.022,94	0,00	0,00	37.467.022,94	45.315.228,16
Amounts owed to affiliated undertakings	10.421.944,92	0,00	0,00	10.421.944,92	5.976.264,36
Tax authorities	2.750.171,45	0,00	0,00	2.750.171,45	7.132.303,24
Social security authorities	1.152.427,21	0,00	0,00	1.152.427,21	942.190,94
Other creditors	2.771.159,91	0,00	0,00	2.771.159,91	1.484.372,20
Total	54.562.726,43	0,00	0,00	54.562.726,43	60.850.358,90

11. Net turnover

As at 31 December 2025, the net turnover of the Company is broken down as follows:

	31/12/2025	31/12/2024
	(EUR)	(EUR)
Gross revenue	192.510.571,47	199.961.389,39
Passthrough	-115.369.279,16	-137.090.081,26
Total	77.141.292,31	62.871.308,13

The Company earns gross revenue in respect of services provided to the funds under management, whereby a portion of this revenue represents fees which the Company is obligated to pay onwards to third-party service providers, investment managers and/or distribution partners. These amounts do not represent revenue retained by the Company and are therefore presented as passthrough costs.

The table above sets out the total gross revenue generated during the year, the portion of that revenue which the Company is obligated to pay onwards to external service providers, and the resulting net revenue retained by the Company. The passthrough amounts meet the criteria for recognition as both income and an equivalent expense under Luxembourg GAAP, but due to the abridged presentation of the profit and loss account, they are not separately disclosed on the face of the financial statements.

DocuSign Envelope ID: 29D1877C-F2AD-440B-8AA4-5E7345CA155E

Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. - Notes to the financial statements for the year ended
31 December 2025

12. Staff costs

During the year ending on 31 December 2025, the Company employed an average of 166,00 employees (prior year: 163,00) broken down by category as follows:

	31/12/2025	31/12/2024
Employees	166,00	163,00
Total	166,00	163,00

13. Tax

The Company is subject to the tax regulation applicable in Luxembourg.

Pillar 2

Following assessment of the Group, the Company is not exposed to the law of 22 December 2023 related to "Pillar 2" transposing into Luxembourg law the European Directive 2022/2523 relating to the worldwide minimum level of taxation for multinational and large domestic groups in the European Union.

14. Related parties transactions

During the financial year all transactions entered into with related parties have been done on a contractual basis.

15. Advances and loans granted to members of management and supervisory bodies

No advances or loans have been granted to the members of the management during the year ending 31 December 2025.

16. Off-balance sheet commitments

As at 31 December 2025, the Company has off-balance sheet commitments with regard to car lease agreements in an amount of EUR 366.701,57 (2024: EUR 359.009,77) and rent contracts in an amount of EUR 1.515.401,49 (2024: EUR 2.210.389,73).

17. Subsequent events

On 16 January 2026, John Alldis resigned from the Board of Directors.

On 27 March 2026, the Board of Directors resolved to approve a dividend distribution of EUR 5.000.000,00 to its immediate parent company, Carne Global Fund Managers (Ireland) Limited.

There are no further subsequent events after the balance sheet date that require recognition or disclosure in the financial statements.

（２）その他の訂正

（注）_____の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

４ 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

日本

<訂正前>

2026年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

2026年2月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

< 訂正後 >

2026年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(二) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

2026年6月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

1 ファンド証券の名義書換

< 訂正前 >

		(前略)
取扱場所	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ	<u>L - 1855、J . F . ケネディ通り49番</u>
		(後略)

< 訂正後 >

		(前略)
取扱場所	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ	<u>L - 1821、コッケルシュール大通り17番</u>
		(後略)

[次へ](#)

第三部 特別情報

第3 投資信託制度の概要

投資信託制度の概要は、以下に更新されます。

（2026年7月付）

・定義

1915年法	1915年8月10日商事会社法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2012年7月1日を効力発生日として2010年法が継承）
2004年法	リスク・キャピタルに投資する投資法人（S I C A R）に関する2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改正済）
A I F	2013年法第1条第39項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003 / 41 / E C および指令2009 / 65 / E C ならびに規則（E C）No.1060 / 2009 および規則（E U）No.1095 / 2010 を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011 / 61 / E U（改正済）
A I F M D または U C I T S 指令	指令2011 / 61 / E U および指令2009 / 65 / E C を改正する、委託の取決め、流動性リスク管理、監督当局への報告、受託・保管業務の提供およびオルタナティブ投資ファンドによるローン組成に関する2024年3月13日付欧州議会および理事会指令（E U）2024 / 927
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会指令2011 / 61 / E U を補完する2012年12月19日付委員会委任規則（E U）No.231 / 2013
ベンチマーク規則	指令2008 / 48 / E C および指令2014 / 17 / E U ならびに規則（E U）No.596 / 2014 を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドの業績を測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則（E U）2016 / 1011（改正済。直近の改正は、規則（E U）2025 / 914により行われた。）
C E S R	欧州証券市場監督局（E S M A）に置き換わった欧州証券規制当局委員会第16章に基づく管理会社
C S D または 証券集中保管機関	指令98 / 26 / E C および指令2014 / 65 / E U ならびに規則（E U）No.236 / 2012 を改正する、欧州連合における証券決済の改善および証券集中保管機関に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会規則（E U）No.909 / 2014 第2条第1項（1）に定義される証券集中保管機関
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会

指令2014 / 65 / E U	指令2002 / 92 / E Cおよび指令2011 / 61 / E Uを改正する、金融商品市場に関する2014年 5 月15日付欧州議会および理事会指令2014 / 65 / E U
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E S M A	欧州証券市場監督局
E Uまたは欧州連合	欧州連合（ E E Cの継承機関である E Cを吸収）
F C P	契約型投資信託
K I Dまたは	規則1286 / 2014において言及される重要情報文書
P R I I P s K I D	
K I I Dまたは	指令2009 / 65 / E C第78条および2010年法第159条において言及される重
U C I T S K I I D	要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である E U加盟国以外の国で、当該契約および関連する法律に定める制限内で E U加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	特定の行政府の公告が行われる官報の一版であるメモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミック
メモリアルC	要求される特定の会社の公告および通知が行われ、2016年 6 月 1 日付で R E S Aに置き換えられた官報の一版であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
MM F	MM F 規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとして適格性を有するファンド
MM F 規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年 6 月14日付欧州議会および理事会規則（ E U ） 2017 / 1131（ 随時改正および補完される。）
非個人投資家向け	発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券 / 投資口の販売が認められていないパート ファンド
パート ファンド	（特に U C I T S 指令をルクセンブルグ法において法制化する） 2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「 U C I T S 」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
P R I I P s	P R I I P s 規則の定義におけるパッケージ型個人投資家・保険向け投資金融商品
P R I I P s 規則	パッケージ型個人投資家・保険向け投資金融商品（ P R I I P s ）を対象
または規則1286 / 2014	とした重要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則（ E U ） No.1286 / 2014（ 改正済）
R A I F	2016年法第 1 条の意味の範囲内でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録済み A I F M	運用資産が2013年法第 3 条および A I F M Dにおいて規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される適用除外を利用し、利益を享受している管理会社
個人投資家向け	発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券 / 投資口の販売が認められているパート ファンド
パート ファンド	2016年 6 月 1 日付でメモリアルCに置き換わった公式発表の中央電子プラットフォームであるルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
R E S A	
S F D R	金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（ E U ） 2019 / 2088（ 改正済）
S I C A F	固定資本を有する投資法人

S I C A V	変動資本を有する投資法人
S I C A R	2004年法に基づくリスク・キャピタルに投資する投資法人
S F T 規則	規則（E U）No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（E U）2015 / 2365
S I F	2007年法に基づく専門投資信託
タクソノミー規則	規則（E U）2019 / 2088を改正する、サステナブルな投資を円滑にする枠組みの構築に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則（E U）2020 / 852
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 指令または指令2009 / 65 / E C	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009 / 65 / E C（改正済）
U C I T S 指令またはA I F M D	指令2011 / 61 / E Uおよび指令2009 / 65 / E Cを改正する、委託の取決め、流動性リスク管理、監督当局への報告、受託・保管業務の提供およびオルタナティブ投資ファンドによるローン組成に関する2024年3月13日付欧州議会および理事会指令（E U）2024 / 927
U C I T S 所在加盟国	U C I T S 指令第5条に基づきU C I T S が認可を受けた加盟国
U C I T S ホスト加盟国	U C I T S の受益証券が販売される、U C I T S 所在加盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社
または第15章に基づく管理会社	

．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の形態の投資ビークルを設定することができる。

1）規制されるルクセンブルグ投資ビークル

a）投資信託（U C I）

- U C I T S、すなわち指令2009 / 65 / E C に基づき認可を受けた、2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パート ファンド、すなわち2010年法パート に基づく投資信託
- S I F、すなわち2007年法に基づく専門投資信託

b）U C I 以外の投資ビークル

- S I C A R、すなわち2004年法に基づくリスク・キャピタルに投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態を有する退職金機関に関する2005年7月13日付改正法に基づく年金基金
- （その証券が一般に向けて継続的に発行される場合）証券化に関する2004年3月22日付改正法に基づく証券化のためのビークル

2）規制されないルクセンブルグ投資ビークル

- （その証券が一般に向けて継続的に発行されない場合）証券化に関する2004年3月22日付改正法に基づく証券化のためのビークル
- R A I F、すなわち2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
- ルクセンブルグの商品法に基づかない、A I F としての適格性を有するその他の規制されないルクセンブルグ投資ビークルの設定が可能

本概要は、2010年法に基づくU C I T S およびパート ファンドに適用されるルクセンブルグ法の要約であり、ルクセンブルグの集団投資スキームに直接的または間接的に適用される多くの複雑な法令に関する詳細な分析ではない。

UCITSおよびパート ファンドに適用される法令は、各種規則、CSSF通達およびFAQによって補足されているが、これらは本概要の一部ではない。

UCIには、ルクセンブルグの法令のほか、すべての加盟国で直接的に適用される各種欧州規則ならびにESMAにより発行されたガイドラインおよび／またはFAQ/Q&Aが適用される。

ルクセンブルグにおけるUCITSおよびパート ファンドを規制するその他の法令には、投資ファンドのみを対象とするものではないが、投資ファンドにも適用することのできる、ルクセンブルグまたは欧州の追加的な規則も含まれる。これらの規則および規制については、本概要では扱わない。

重要な情報

本概要は、ルクセンブルグにおいて利用可能な投資信託のすべての法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される補助的な法令に関する完全かつ包括的な記述としてみなされるべきではない。

・規制されるルクセンブルグ投資信託に関する基本構造

1．一般規定

1.1． 2010年法

2010年法は、UCITSをパート で、UCIをパート でそれぞれ区別して取り扱っており、全体として以下の5つのパートから構成されている。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2． 2013年法

2013年法は主にAIFMの運営および認可制度を取り扱っている。規定の一部はAIFにも直接適用される。さらに、詳細な規定が、マーケティングと第三国規則を取り扱っている。

2．法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1）契約型投資信託（fonds commun de placement (FCP), contractual common fund）

2）投資法人（investment company）

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）

- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

会社型および契約型のUCITSおよびパート ファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3．契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1． 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCP自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心としている。

3.1.1． FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者の責任は、それぞれの出資額に限定される。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家とFCPの関係は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより、F C Pに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。F C Pへの投資後、投資家はF C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2. F C Pの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が記載されることが規定されている。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式証券、無記名式証券または無券面化証券を発行する。管理会社は、約款に規定された条件に基づき、受益証券の端数に関する制限なく、受益証券または端数受益証券の登録簿への記載について書面による確認書を発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンド（すなわちU C I T S）の受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として1か月に2度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付I M L通達91 / 75（廃止済）は、G章において、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として1か月に1度以上）決定しなければならない旨を定めていた。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設定することもできる。C S S F通達25 / 901は、2010年法第157条（2）を参照して、発行価格および買戻価格が決定される日は、証券の発行および買戻しの頻度に依拠すると定めている。パート ファンドの投資家が証券の買戻しを請求する権利を有する場合、買戻しの頻度は、当該ファンドまたはコンパートメントの投資方針に照らして決定されなければならない。この文脈において、ファンドまたはコンパートメントの投資方針によっては、特にプライベートな投資を規定している場合には、買戻しの頻度を月1回未満とすることも正当化されることがある。買戻しの頻度は、必ずしも申込みの頻度と一致する必要はない。上記は、純資産価格の計算には影響を及ぼさず、純資産価格の計算は、施行中の法令に従って行われなければならない。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

U C I T Sに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T Sとしての適格性を有しているF C Pの認可が得られてから6か月以内、またパート ファンドとしての適格性を有しているF C Pの認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
上記の最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、U C I T Sの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、パート ファンドについては少なくとも1か月に1度（例外規定に従う。）は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pに請求する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日

(g) 法令に基づく場合以外の F C P の解散事由

(h) 約款変更手続

(i) 受益証券発行手続

(j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S F はこれらの停止を命ずることができる。管理会社は、自らが運用する F C P の受益者の利益のために、2010年法第12条において言及されるとおり、受益証券の申込み、買戻しおよび償還を一時的に停止し、またはその他の流動性管理のための手段を発動することができる。この点に関する詳細については、4.1.3項「流動性管理手段」も参照のこと。

3.1.3. 2010年法に基づく F C P の保管受託銀行

A . 管理会社は、運用している F C P それぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って単独の保管受託銀行が任命されるよう確保する。約款にその名称が記載され、C S S F に承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C P の資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督機能および随時合意されるその他の業務について責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有するか、またはその登録上の事務所が他の加盟国に所在する場合には、ルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

2010年法の定めによると、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当する種類の F C P に関する十分な経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報は、C S S F に直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約により証明されなければならない。当該契約は、とりわけ、2010年法ならびにその他の適用ある法令、規制および行政規定に定められるとおり、保管受託銀行がその保管受託銀行として任命された F C P のために職務を遂行するのに必要とみなされる情報供給について規定するものとする。

B . 保管受託銀行は、F C P の形態をとる U C I T S および個人投資家向けパート ファンドに関し、て以下の業務を行わなければならない。

- F C P の受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- F C P の受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C P の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C P の収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C P のキャッシュ・フローを適切に監視し、とりわけ F C P の受益証券の申込みに際して F C P の受益者によりまたは F C P の受益者のために行われるすべての支払が受領されるよう確保し、また、F C P のすべての現金が a) F C P 名義、F C P を代理して行為する管理会社名義または F C P を代理して行為する保管受託銀行の名義で開設され、b) 指令 2006 / 73 / E C （注）第18条第1項 a) 、 b) および c) に規定される法人において開設され、また、c) 指令 2006 / 73 / E C 第16条に定められる原則に従って維持される預金口座に記帳されるよう確保する。

預金口座が F C P を代理して行為する保管受託銀行の名義で開設される場合、上記 b) において言及される法人の現金および保管受託銀行自身の現金は一切当該口座に記帳されないものとする。

（注）「指令 2006 / 73 / E C 」とは、投資会社の設立要件および運営条件ならびに指令の定義語についての欧州議会および理事会指令 2004 / 39 / E C を施行する 2006 年 8 月 10 日付委員会指令 2006 / 73 / E C をいう。

C . F C P の資産は、以下のとおり、保管受託銀行にその保管を委託される。

a) 保管される金融商品に関して、保管受託銀行は、

）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、指令2006 / 73 / E C 第16条に定められる原則に従い、F C Pを代理して行為する管理会社の名義で開設された保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるよう確保し、常に適用法に従いF C Pに属するものであることを明確に確認できるよう確保する。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

）F C Pを代理して行為する管理会社により提供される情報または文書および入手可能な場合には外部の証拠に基づきF C Pが所有権を有するか否かを判断することにより、当該資産にかかるF C Pの所有権を確認し、

）F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、当該記録を最新の状態に維持する。

D . 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧表を管理会社に提出する。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、保管受託銀行または保管の職務を委託された第三者により自己の勘定で再利用されてはならない。再利用とは、保管される資産の取引（譲渡、担保設定、売却および貸与を含むが、これらに限定されない。）をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ、再利用が認められる。

a) F C Pの勘定で資産を再利用を遂行する場合であり、

b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合であり、

c) F C Pの利益および受益者の利益のために再利用する場合であり、かつ、

d) 権原譲渡契約に基づきF C Pが受領する高品質かつ流動性のある担保によりカバーされる取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用される資産の市場価格にプレミアムを加えた金額以上であるものとする。

保管受託銀行および / またはF C Pの資産の保管を委託されたルクセンブルグに所在する第三者が支払不能となった場合、保管される資産は、当該保管受託銀行および / または第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用することができない。

E . 保管受託銀行は、上記Bにおいて言及される職務を第三者に委託してはならない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cにおいて言及される職務を第三者に委託することができる。

a) 2010年法に定められる要件を回避する目的で業務を委託するのではなく、

b) 保管受託銀行が委託について客観的な理由を示すことができ、

c) 保管受託銀行が、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託する第三者を選定および任命し（ただし、当該第三者が、規則（E U）No.909 / 2014第29条第3項および第48条第10項に基づき採択された委任法令に定義される投資家C S Dとして行為する証券集中保管機関である場合を除く。）、また、引き続き、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託した第三者および当該第三者に委託した事項に関する当該第三者の手配について定期的な見直しおよび継続的な監視を行う場合

上記Cにおいて言及される職務は、第三者が委託された業務の遂行中常に以下に該当する場合にのみ、保管受託銀行により当該第三者に委託することができる。

a) 委託されたF C Pの資産の性質および複雑性に対して適切かつふさわしい構造および専門性を有している。

b) 上記Cのa) において言及される保管業務が以下に服している。

）有効な健全性規制（最低資本要件を含む。）および該当する法域における監督

）金融商品を保管していることを確保するための外部の定期的な監査

c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることを明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を、自らの資産および保管受託銀行の資産から分離している。

d) 第三者が支払不能となった場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用されないよう確保するために必要なすべての措置を講じている。

e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められる一般的な義務および禁止事項を遵守している。

第3段落のb))にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の法人が保管することが義務付けられているものの、第3段落のb))に定められる委託要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地の法人が存在せず、また、以下に該当する場合に限り、当該第三国の法律により要求される範囲内でのみ、自らの職務を当該現地の法人に委託することができる。

a) 該当するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約により当該委託が義務付けられていること、委託を正当化する状況にあることおよび当該委託に伴うリスクについて十分に知らされている場合

b) FCPを代理して行為する管理会社が、当該現地の法人に当該金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合

第三者は、その後、同一の要件に従い、それらの職務を再委託することができる。かかる場合、下記Fの第4段落は、関連する当事者について準用する。

2010年法第18bis条第(4)項において、規則(EU) No.909/2014第29条第3項および第48条第10項に基づき採択された委任法令に定義される発行者CSDとして行為する証券集中保管機関による業務の提供は、保管受託機関の保管機能の委託とはみなされないものとする。本条において、当該委任法令に定義される投資家CSDとして行為する証券集中保管機関による業務の提供は、保管受託機関の保管機能の委託とみなされるものとする。

F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対して、保管受託銀行または上記Cのa)に基づく金融商品の保管を委託された第三者による紛失について責任を負うものとする。

保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、同一の種類の金融商品またはその相当額を、FCPを代理して行為する管理会社に対して、不当に遅滞することなく返還するものとする。保管受託銀行は、当該紛失が自らの合理的な支配を超えた外部の事象により生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を尽くしたとしてもその結果は不可避であったことを証明できる場合には責任を負わないものとする。

また、保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務を過失または故意により適切に履行しなかったことでFCPまたは受益者が被ったその他のすべての損失につき責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eにおいて言及される委託により影響を受けることはない。

上記第1段落ないし第3段落において言及される保管受託銀行の責任は、合意により免除または限定されることはない。これと矛盾する合意はすべて無効となる。

FCPの受益者は、補償の重複または受益者間の不公平な扱いを生じさせないことを条件として、直接的または間接的に、管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社および保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。それぞれの職務の遂行において、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門性をもって、独立して、また、単独で行為するものとする。

保管受託銀行は、FCP、受益者、管理会社および自身の間の利益相反を生じさせることがあるFCPまたはFCPを代理する管理会社に関する活動を遂行してはならない。ただし、保管受託銀行が、自らの保管受託業務の遂行を自らのその他の相反する可能性のある業務から業務上および階層的に分離しており、利益相反の可能性が適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

a) 保管受託銀行を選任する契約の条件に基づき、保管受託銀行が自主的に退任するか、または管理会社により保管受託銀行が解任された場合（契約には保管受託銀行の交代を可能にするための通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行として行為した機関は、FCPの清算が

終了するまで、F C Pの様々な資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含む、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）

- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手続の対象となり、または清算される場合
- c) 保管受託銀行の認可が監督当局により取り消された場合
- d) 約款に定められるその他のすべての場合

3.1.4. 管理会社

F C Pは管理会社により管理されなければならない。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に終了する。

- a) 管理会社が退任した場合。ただし、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された別の管理会社と交代することを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手続の対象となり、または清算される場合
- c) 管理会社の認可が監督当局により取り消された場合
- d) 約款に定められるその他のすべての場合

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009 / 65 / E Cが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T S管理会社は、A I Fを運用する権限のあるA I F Mとしても認可を受けることができる。

U C I T S管理会社およびA I F Mはまた、2018年8月23日に発行されたC S S F通達18 / 698に従う。

（さらなる詳細については、下記 3.1.5.を参照のこと。）

3.1.5. 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内であつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

U C I T Sについて、管理会社による投資運用の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、別途の条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および / または認可された販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示が行われていなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグのU C I T Sおよびパート ファンドは、2010年法に規定されている会社の形態で設立することができる。

会社型の投資信託は、1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定されている場合、投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有しうる投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人

3.2.1.1. 2010年法に基づくS I C A V

2010年法に従い、S I C A Vの形態を有する会社型投資信託としてU C I T SおよびU C Iを設立することができる。

2010年法パート の下で、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

パート S I C A Vとは、ルクセンブルグ法に準拠した公開有限責任会社（société anonyme）、株式有限責任パートナーシップ（société en commandite par actions）、有限責任パートナーシップ（société en commandite simple）、特別有限責任パートナーシップ（société en commandite spéciale）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社の形態をとる共同会社（société cooperative sous forme de société anonyme）の形態を採用し、かつ以下のすべてに該当する会社を意味するものと解釈される。

- 投資リスクを分散し、資産運用の成果を投資家にもたらすことを確保するために、会社の資金を資産に投資することを、その唯一の目的とすること。
- その証券またはパートナーシップ持分について、公募または私募により一般に公開されることが予定されていること。
- その規約またはパートナーシップ契約において、会社の資本金が常に会社の純資産と等しくなるものと規定されていること。

株式有限責任パートナーシップ、有限責任パートナーシップまたは特別有限責任パートナーシップの法的形態を採用したパート S I C A Vは、単一のA I F Mにより運用されるものとする。かかるA I F Mは、ルクセンブルグにおいて設立され、2013年法第2章に基づき認可されたA I F M、またはその他の加盟国もしくは第三国において設立され、A I F M D第 章に基づき認可されたA I F M（S I C A Vが第三国に設立されたA I F Mにより運用される場合は、A I F M D第66条第3項の適用を受けるものとする。）のいずれかであるものとする。

パート S I C A Vは、2010年法が適用を除外していない限り、商業会社に適用される一般規定、特に1915年法に従うものとする。

3.2.1.2. 2010年法に基づくS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 2010年法パート の対象となっており、U C I T Sに該当する、管理会社を選定していないS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を選定しているS I C A Vを含む、2010年法パート の対象となっているすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、それぞれ60万ユーロおよび250万ユーロを上限に引き上げることができる。

パート S I C A Vは、株式プレミアムまたはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した株式資本を備えなければならない、その額は125万ユーロ以上となる。かかる最低額はS I C A V認可後12か月以内に達成されなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。

（注）本書の日付において、かかる規則は存在しない。

- 取締役の選任およびその変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
- 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。

- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の時間的制限内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分（注）を発行しない。
 - U C I T Sおよびパート ファンドについて、規約またはパートナーシップ契約（注）は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。U C I T Sに関しては、S I C A Vの資産評価は、規約に別段の定めがある場合を除き、証券取引所への正式上場が認められた証券については、最新の証券取引所の相場価格に基づくものとする（当該相場価格が代表的なものでない場合を除く。）。証券取引所に上場されていない証券および証券取引所に上場されているが最新の相場価格が代表的なものでない証券については、慎重かつ誠実に計算された実現可能価額に基づくものとする。パート ファンドについては、S I C A Vの資産評価は、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがある場合を除き、公正価値に基づくものとする。この公正価値は、規約またはパートナーシップ契約に定められた手続に従って決定される。
 - S I C A Vは、その投資主の利益のために、2010年法第28条において言及されるとおり、投資口の申込み、買戻しおよび償還を一時的に停止し、またはその他の流動性管理のための手段を発動することができる。この点に関する詳細については、4.1.3項「流動性管理手段」も参照のこと。
 - 以下の場合、証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは禁止される。
 - a) S I C A Vが保管受託銀行を有しない期間
 - b) 保管受託銀行が清算、破産宣告、債権者との調整、支払停止もしくは管理下に置かれる、または類似の手続の対象となった場合
 - 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（U C I T Sについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とする。）。
 - 規約またはパートナーシップ契約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
 - S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分は、無額面とする。
- （注）「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」とは、パートナーシップとして組成されたパートファンドにのみ適用される。

3.2.2. 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

A . S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単独の保管受託銀行が任命されるよう確保する。C S S Fに承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督機能および随時合意されるその他の業務について責任を負う。

上記 . 3.1.3項Aに記載されるF C Pの保管受託銀行の条件は、S I C A Vの保管受託銀行にも適用される。

B . U C I T SおよびS I C A Vの形態の個人投資家向けパート ファンドに関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- S I C A Vの投資口の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って実行されるよう確保すること。
- S I C A Vの投資口の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるよう確保すること。
- 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理して行為する管理会社の指示を実行すること。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に保管受託銀行に送金されるよう確保すること。
- S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるよう確保すること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、とりわけS I C A Vの投資口の申込みに際して投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるよう確

保し、また、S I C A Vのすべての現金が a) S I C A VまたはS I C A Vを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / E C第18条第1項 a)、b) および c) に規定される法人において開設され、また、c) 指令2006 / 73 / E C第16条に定められる原則に従って維持される預金口座に記帳されるよう確保する。

預金口座がS I C A Vを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設される場合、上記b) において言及される法人の現金および保管受託銀行自身の現金は一切当該口座に記帳されないものとする。

C . S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管受託銀行にその保管を委託される。

a) 保管される金融商品に関して、保管受託銀行は、

）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、指令2006 / 73 / E C第16条に定められる原則に従い、S I C A Vを代理して行為する管理会社の名義で開設された保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるよう確保し、常に適用法に従いS I C A Vに属するものであることを明確に確認できるよう確保する。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

）S I C A Vにより提供される情報または文書および入手可能な場合には外部の証拠に基づきS I C A Vが所有権を有するか否かを判断することにより、当該資産にかかるS I C A Vの所有権を確認し、

）S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、当該記録を最新の状態に維持する。

D . 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧表をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管の職務を委託された第三者により自己の勘定で再利用されてはならない。再利用とは、保管される資産の取引（譲渡、担保設定、売却および貸与を含むが、これらに限定されない。）をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ、再利用が認められる。

a) S I C A Vの勘定で資産の再利用を遂行する場合であり、

b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合であり、

c) S I C A Vの利益および投資主の利益のために再利用する場合であり、かつ、

d) 権原譲渡契約に基づきS I C A Vが受領する高品質かつ流動性のある担保によりカバーされる取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用される資産の市場価格にプレミアムを加えた金額以上であるものとする。

保管受託銀行および / またはS I C A Vの資産の保管を委託されたルクセンブルグに所在する第三者が支払不能となった場合、保管される資産は、当該保管受託銀行および / または第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用することができない。

E . 保管受託銀行は、上記Bにおいて言及される職務を第三者に委託してはならない。

保管受託銀行は、上記 3.1.3項Eに記載されるF C Pの保管受託銀行と同じ条件で、上記Cにおいて言及される職務を第三者に委託することができる。

F . 保管受託銀行は、上記 3.1.3項Fに記載される、F C PおよびF C Pの受益者に対するF C Pの保管受託銀行の責任と同程度まで、S I C A Vおよび投資主に対して、保管受託銀行または上記Cのa) に基づく金融商品の保管を委託された第三者による紛失について責任を負うものとする。

G . 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vおよび保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。いかなる会社も、管理会社および保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。それぞれの職務の遂行において、S I C A V、S I C A Vを代理して行為する管理会

社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門性をもって、独立して、また、単独で行為するものとする。

保管受託銀行は、S I C A V、投資主、管理会社および自身の間の利益相反を生じさせることがあるS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関する活動を遂行してはならない。ただし、保管受託銀行が、自らの保管受託業務の遂行を自らのその他の相反する可能性のある業務から業務上および階層的に分離しており、利益相反の可能性が適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行を選任する契約の条件に基づき、保管受託銀行が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより保管受託銀行が解任された場合（契約には保管受託銀行の交代を可能にするための通知期間を定めなければならない。通知期間の終了までに新たな保管受託銀行が任命されない場合、C S S Fは2010年法第130条第1項に定めるリストからS I C A Vを削除する。最後に保管受託銀行として行為した機関は、S I C A Vの清算が終了するまで、S I C A Vの様々な資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含む、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手続の対象となり、または清算される場合
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の認可が監督当局により取り消された場合
- d) 規約に定められるその他のすべての場合

3.2.3. 管理会社

会社形態の投資信託は、それぞれの適格性に応じ、2010年法第15章（U C I T S）または第16章（例えば、パート ファンド）のいずれかに服する管理会社により管理される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合、S I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に終了する。

- a) 指定された管理会社が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより解任された場合。
- b) 指定された管理会社がS I C A Vにより解任され、S I C A Vが自己管理型S I C A Vの形態をとることを決定した場合
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手続の対象となり、または清算される場合
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の認可が監督当局により取り消された場合
- e) 規約に定められるその他のすべての場合

U C I T S管理会社および第16章に基づく管理会社はまた、下記 3.4項に詳述されるC S S F通達18 / 698に従う。

3.2.4. 関係法人

上記 3.1.5項「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5. 管理会社を指定しない会社型U C I T Sの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、U C I T Sに該当し管理会社を指定しない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

- (1) S I C A Vが、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合、
 - 認可の申請には、最低でもS I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
 - S I C A Vの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、以

下の条件を満たす少なくとも2名の自然人により決定されなければならない。当該自然人は、S I C A Vに常勤として雇用されているか、またはS I C A Vの執行役員もしくは経営機関の構成員として常勤で当該S I C A Vの事業の運営に従事している者であって、いずれの場合も欧州連合内に常居している者でなければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの運営、経営および監督を行う機関の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、U C I T S S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月を超えて活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の取消事由として定める場合に該当する場合

- (2) . 3.2項(4)ないし(8)に定める規定は、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のための資産運用の委任を受けてはならない。

- (3) 指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および安全策を整備すること（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する2022年12月14日付欧州議会および理事会規則（E U）2022 / 2554、ならびに規則（E C）No.1060 / 2009、（E U）No.648 / 2012、（E U）No.600 / 2014、（E U）No.909 / 2014および（E U）2016 / 1011の改正に従って設定され、運用されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）、ならびに適切な内部統制メカニズムを有すること（特に、その従業員の個人取引や、自己の勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含んでおり、また、少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびにS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されることを確保するものであること）を求めるものとする。

4 . ルクセンブルグのU C I T Sおよびパート ファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1. 2010年法

4.1.1. 複数のコンパートメントおよびクラスの構造

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。かかるUCIの目論見書は、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造は、1つの法人内に、ポートフォリオが異なる投資運用会社によって運用されているコンパートメント、または異なる種類の投資家に公開されているか、異なる報酬構造を有するコンパートメント等、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特性を有するコンパートメントの設置を認める。

このような状況において、各コンパートメントは、設立文書に別段の定めがある場合を除き、他のコンパートメントの投資ポートフォリオから分離された、特定の投資ポートフォリオに関連している。この原則に基づき、アンブレラ・ファンドは1つの法人から構成されるにもかかわらず、コンパートメントの資産は、設立文書に別段の定めがある場合を除き、そのコンパートメントの投資家および債権者に対してのみ利用可能となる。

CSFは、2010年法（および2007年法）に従うUCIの運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する通達12/540を発行した。同通達に従い、運用開始前および再開待ちのコンパートメント等の運用中でないコンパートメントに対するCSFの承認は、最長18か月間有効である。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。このような構造において、原投資は投資口/受益証券のすべてのクラスに共通しているが、例えば、1つのクラスのみに対する配当の分配または投資口/受益証券の1つのクラスのみを代理するヘッジ取引の結果として、各クラスの投資口1口当たり純資産価格は異なることがある。コンパートメントとは異なり、投資口/受益証券の異なるクラスの資産および負債には区別がないということに留意しなければならない。UCITSの投資口クラスに関する2017年1月30日付のESMAの見解は、その慣行が（ ）共通の投資目的、（ ）非波及性、（ ）事前決定および（ ）透明性の4つの原則を遵守することを条件として、UCITSが投資口クラスレベルでデリバティブ商品を使用することができる旨を示している。これらの各種選択肢を利用する主な利点は、1つの投資信託に、異なる商品を効率的に構成できることである。

4.1.2. 2010年法に基づく投資口の発行および買戻し

規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。2010年法の対象であるSICAVの発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料によって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSF規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3. 流動性管理手段

UCITS 指令およびAIFMD に基づき、2026年4月16日から、UCITSまたは（該当する場合には）その管理会社、およびオープン・エンド型AIFを運用する認可AIFMについて、追加的な流動性管理の義務が導入された。

これらは、指令2009/65/ECおよびAIFMDにおいて規定されたリストの中から、少なくとも2つの流動性管理手段を選定することが求められる（ただし、マネー・マーケット・ファンドについては、1つの流動性管理手段のみで足りる。）。

2026年2月27日、指令2009/65/ECおよびAIFMDを補足し、流動性管理手段の特性を定める最終RTS（UCITSについては委員会委任規則（EU）2026/466、AIFMについては委員会委任規則（EU）2026/465）が欧州連合官報に公表された。これは、流動性管理手段の決定および検証に関するESMAガイドラインを補完するものである。当該ガイドラインの初版は2025年4月にESMAにより公表され、2025年12月に更新された。選定された流動性管理手段については、その発動お

よび解除ならびに当該手段の使用に関する運用上および管理上の取決めについての詳細な方針および手続が実施されていなければならない。選定された流動性管理手段は、A I F / U C I T Sの規則または設立文書に盛り込まれなければならない。また、目論見書にもこれに関する情報を記載しなければならない。

U C I T S 指令およびA I F M D は、2010年法および2013年法を改正する2026年3月3日法により、ルクセンブルグにおいて国内法化された。

4.2. 1915年法

1915年8月10日商事会社法（改正済）は、F C Pの管理会社、および（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）投資法人に対して適用される。

4.2.1. 会社設立の要件（1915年法第420 - 1条）

最低1名の投資主が存在すること。公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2. 規約の必要的記載事項（1915年法第420 - 15条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立者の身元
- () 会社の形態および名称
- () 登記上の事務所
- () 会社の目的
- () 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式のクラスの記載
- () 株式の形態（記名式、無記名式または無券面の形態）
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法により、現物出資による増資については、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品を出資する場合は、承認された法定監査人の監査報告書を要しないとされている。2010年法第26条（5）は、現物出資と引換えに受益証券が発行される場合に、承認された法定監査人による報告書の作成義務の適用除外を導入することにより、U C I T Sに対する新たな柔軟性を盛り込んでいる。

- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 会社の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

4.2.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420 - 17条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること。
- () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること。

4.2.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420 - 19条および第420 - 23条）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

・ 2010年法に従うルクセンブルグのU C I T S

1. ルクセンブルグのU C I T Sの概要

2010年法パート に基づきU C I T Sとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）

2．ルクセンブルグのU C I T Sの投資制限

U C I T Sに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章（第40条ないし第52条）に規定され、F C Pおよび会社型投資信託と同程度まで適用されている。

U C I T Sが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のU C I T Sとしてみなされる。

投資規則および制限は、U C I T Sの目論見書にその詳細が記載される。

2010年法第5章に規定される投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確化および補完されている。

(1) C S S Fは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付通達11 / 512を制定している。同通達は、これに関連し、C S S Fに提供すべき最低限の情報についても概説している。

(2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U指令2007 / 16 / E Cを、ルクセンブルグにおいて実施している。

（注）2025年6月26日、E S M Aは、指令2007 / 16 / E C（適格資産指令。以下「E A D」という。）の見直しについて、E U委員会に対する技術的助言に関する最終報告書を公表した。これは、2023年6月にE U委員会がE S M Aに対し、U C I T Sによる投資の適格性基準の調和、主要概念の明確化およびオルタナティブ資産（例えば、ローン、カタストロフィ・ボンド、コモディティ、暗号資産、非上場株式）に対するエクスポージャーの取扱いへの対応に重点を置いて、E A Dの見直しの必要性について報告するよう委託したことを受けたものである。E A Dは指令2009 / 65 / E Cに基づき制定されたものであり、U C I T Sが投資することのできる資産をより詳細に定めている。

(3) 2008年2月19日に、C S S Fは、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08 / 339（以下「通達08 / 339」という。）を出した。

通達08 / 339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により置き換えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品が投資適格資産に該当するか否かを評価するにあたり、U C I T Sがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08 / 339は、2008年11月26日にC S S Fにより出された通達08 / 380により改正された。

(4) 2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F通達08 / 356（以下「通達08 / 356」という。）を出した。

通達08 / 356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08 / 356は、U C I T Sのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってU C I T Sのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている（注）。

（注）2025年12月19日にC S S F 通達25/901が発効して以降、C S S F 通達08 / 356の規定は、パート ファンドには適用されなくなった。

(5) C S S F 通達14 / 592は、E T F およびE T F を取り扱うその他のU C I T Sの問題、金融デリバティブ商品の使用、U C I T Sの担保に関する規則ならびに適格性を有する金融指標に関するE S M A ガイドラインのルクセンブルグにおける実施について取り扱っている。

(6) 2018年7月21日に効力を発生し、加盟国で直接適用されるようになったM M F 規則は、M M F 規則の適用範囲に該当するすべてのU C I について、M M F 規則に基づくM M F として認可を受けることを要求している。M M F 規則の適用範囲に該当しないU C I は、マネー・マーケット・ファンドとして適格性を有さない。

M M F 規則は、（ ）公的債務固定基準価額ファンド、（ ）低ボラティリティ基準価額ファンド、および（ ）変動基準価額ファンド（V N A V）（短期V N A Vおよび標準V N A Vがある。）の3種類のM M F について規定している。M M F の種類に応じて、M M F 規則に基づくM M F としての適格性を有するU C I T Sには追加的な投資制限が適用される。

(7) 指令2009 / 65 / E Cを実施する2010年法は、U C I T Sの合併に関する一定の規定（下記A）とともに、マスター／フィーダー構造の設定可能性（下記B）をルクセンブルグ法に導入している。

A．2010年法は、U C I T S（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関して、その法的形態にかかわらず規則を定めている。これらの規定は、U C I T Sのみに適用され、その他の種類のU C I には適用されない。2010年法に従い、C S S F は、2010年法の一定の規定を明確化したC S S F 規則10 - 05を採用している。

B．U C I T Sフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のU C I T S（以下「マスター」という。）に投資するU C I T Sであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3．U C I T S 管理会社 / 第15章に基づく管理会社

U C I T S を運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1. ルクセンブルグに登録上の事務所を有するU C I T S 管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録上の事務所を有するU C I T S 管理会社の業務の開始は、C S S F の事前の認可に服する。2010年法に基づきU C I T S 管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、E S M A に通知されなければならない。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式で表章されなければならない。

1915年法の規定は、2010年法が適用除外を定めない限り、U C I T S 管理会社にも適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S F によりメモリアルBにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009 / 65 / E C に従い認可されるU C I T S の運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該指令に定められていないその他のU C I の運用であって、管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009 / 65 / E C の下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T S の運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての以下の業務

- 投資顧問業務
- U C I の受益証券に関する保管および管理事務業務
- 金融商品に関する注文の受領および取次ぎ
- 2010年法第101条に従って管理会社が運用するU C I T Sに関連して、または本項に従って管理会社が提供する業務に関連して、管理会社が既に提供しているその他の機能または業務（ただし、当該機能または業務を他の者に提供することにより生じる潜在的な利益相反が適切に管理されていることを条件とする。）

(c) ベンチマーク規則に基づくベンチマークの管理

管理会社は、いかなる場合においても、本項に掲げる業務のみを提供するために、2010年法第15章に基づく認可を受けることはできない。管理会社は、自らが運用するU C I T Sにおいて使用される指数に関連する上記(c)で言及される業務について、これを提供する認可を受けることはできない。

(4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条第1項から第4項および第5 bis項から第8項、第37 - 2条第1項から第2 bis項、第37 - 3条第1項から第8 ter項ならびに第37 - 3 bis条、ならびに金融担保取決めに関する2005年8月5日付改正法第13条第4段落は、1993年法別表 の第B項に列挙された一または複数の商品に関して、管理会社による上記(3) (a) および(b) に記載される業務の提供に準用されるものとする。

(5) 運用するU C I の資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、ルクセンブルグに登記上の事務所を有し、2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社は、2013年法第2章に基づき、A I F のA I F Mとしての認可をC S S Fからも事前に取得している場合、A I F M Dに規定する範囲内のA I F のA I F Mとして選任されることができる。

A I F Mとして業務を履行する管理会社は、2013年法別表 に記載された業務および2010年法第101条に基づく認可に従うU C I T Sの運用に関する追加業務にのみ従事することができる。

(注) 当該リストには、ポートフォリオ運用およびリスク管理からなる投資運用ならびにA I F MがA I Fを共同して運用する上で別途行う可能性のある「その他の業務（管理事務、販売業務、A I Fの資産に関する業務、A I Fのため行うローン組成および証券化特別目的事業体にかかるサービシング業務等）」が含まれている。

A I Fに関する運用活動において、かかる管理会社は、2013年法第5条第4項に規定する範囲内の非中核的業務も提供することがある。

(7) かかる管理会社はいわゆる「管理会社パスポート」を用いて、その活動をクロス・ボーダーベースで行うことができる。

(8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するF C P（管理会社が運用権限を委託したF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するU C I（管理会社が運用権限を委託したU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（E U）No.1093 / 2010、規則（E U）No.575 / 2013、規則（E U）No.600 / 2014および規則（E U）No.806 /

2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則

（EU）2019 / 2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。ただし、流動資産または短期的に容易に換金可能な資産に投資するものとし、投機的ポジションを含んではならない。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、以下の条件を満たす少なくとも2名の自然人により決定されなければならない。当該自然人は、管理会社に常勤として雇用されているか、または管理会社の執行役員もしくは経営機関の構成員として常勤で当該管理会社の事業の運営に従事している者であって、いずれの場合も欧州連合内に常居している者でなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載し、管理会社の事業を遂行するために使用する人的資源および技術的資源ならびに当該管理会社の事業を実質的に遂行する者に関する情報を記載した活動計画を添付しなければならない。かかる情報には、以下を含む。
- () かかる者の役割、役職および職位に関する説明
 - () かかる者の管理会社内外における報告系統および責任に関する説明
 - () かかる者それぞれが各責任に割り当てる時間の概要
 - () 管理会社が2010年法に基づく義務、S F D R第3条第1項、第6条第1項a) および第13条第1項に基づく義務をどのように遵守する予定であるかに関する情報ならびにそのために管理会社が用いる適切な人的資源および技術的資源についての詳細な説明
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の経営陣は、十分に良好な評価を得ており、かつ、職務遂行に必要な専門的経験を有していなければならない。これは以下を意味する。
- () 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、二層型の実効取締役会制度においては、監督委員会の構成員および、場合によっては、経営委員会の構成員（上記(c)に記載の者と異なる場合）
 - () その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員
- (g) 管理会社は、2010年法第110条に従い、第三者への機能の委託および再委託に関する取決めについての情報を提供するものとし、これには、少なくとも以下の情報を含むものとする。
- () 管理会社の正式名称および関連する識別子
 - () 各委託先に関する以下の情報
 - ・ 正式名称および関連する識別子
 - ・ 設立法域
 - ・ （該当する場合）監督当局
 - () 管理会社が以下の目的で用いる人的資源および技術的資源の詳細な説明
 - ・ 管理会社内における日常的なポートフォリオ管理業務またはリスク管理業務の遂行
 - ・ 委託した業務の監督
 - () 管理会社が運用している、または運用しようとしている各UCITSに関する以下の情報
 - ・ 委託したポートフォリオ管理業務の簡潔な説明（当該委託が、かかる業務の一部を委託するものか、または全部を委託するものかを含む。）
 - ・ 委託したリスク管理業務の簡潔な説明（当該委託が、かかる業務の一部を委託するものか、または全部を委託するものかを含む。）

（ ）委託した業務を監視するために管理会社が実施する定期的なデュー・デリジェンス措置の説明

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記(8)(f)に記載の管理会社の経営陣の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて活動を中止する場合

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006 / 49 / E Cの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合

(f) 2010年法が認可の取消事由として定める場合に該当する場合

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を取り消す前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

管理会社は、当初認可の条件の重大な変更、特に2010年法第102条に従って提供された情報の重大な変更がある場合には、変更を実施する前にC S S Fに通知しなければならない。

(13) C S S Fは、一定の適格保有を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報および保有額に関する情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の適格保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が満たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2. ルクセンブルグに登録上の事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)、(8)および(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009 / 65 / E Cに従い、管理会社は、以下を義務付けられる。

- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および安全策を整備すること（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する2022年12月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2022/2554、ならびに規則（EC）No.1060/2009、（EU）No.648/2012、（EU）No.600/2014、（EU）No.909/2014および（EU）2016/1011の改正に従って設定され、運用されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）、ならびに適切な内部統制メカニズムを有すること（特に、その従業員の個人取引や、自己の勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含んでおり、また、少なくとも、当該UCITSに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されることを確保するものであること）。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によりUCITSまたは顧客の利益が害されるリスクを最小化するように組織化され、構成されること。
- (3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - 上記3.1項(3)の業務に関し、金融機関および一定の投資会社の不履行に関する2015年12月18日付改正法パート 表題 の規定および1993年法第22 - 1条に服する。
- （注）上記により当該管理会社は、ルクセンブルグにおける投資家補償スキームへの加入を義務付けられている。
- (4) 管理会社は、2010年法別表 において言及される機能または2010年法第101条第3項において言及される業務のうち、一または複数の機能または業務を管理会社に代わって遂行する任務を第三者に委託しようとする場合には、当該委託の取決めが効力を生ずる前にCSSFに通知しなければならない。この場合、以下の条件が充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家および顧客の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能または業務提供を委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家および顧客の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される機能または業務提供の性格を勘案し、当該機能または業務提供が委託される者は、当該機能または業務提供を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、2010年法第110条に従い管理会社が委託することが認められている業務および機能を列挙しなければならない。
 - j) 管理会社は、その委託体制全体について、客観的理由に基づき正当化できなければならない。
- (5) 管理会社または保管受託銀行の責任は、管理会社が機能または業務を第三者に委託したという事実によって影響を受けないものとする。管理会社は、実質的にUCITSの管理会社または2010年法第101条第3項において言及される業務の提供者であるとみなされなくなるような範囲の機能または業務

の委託を行ってはならず、また、郵便受け会社（ペーパーカンパニー）とみなされるような範囲の機能または業務の委託を行ってはならない。

- (6) 上記(4)および(5)にかかわらず、2010年法別表 第3段において言及される販売機能が、自己のために行われ、指令2014/65/EUに基づきUCITSを販売する、または保険販売に関する2016年1月20日付欧州議会および理事会指令（EU）2016/97に従い保険ベースの投資商品を介してUCITSを販売する、一または複数の販売会社により遂行される場合、管理会社と当該販売会社との間に販売契約が存在するか否かにかかわらず、当該機能は、上記(4)および(5)の要件の適用を受ける委託とはみなされないものとする。
- (7) 管理会社は、2010年法別表 において言及される機能の遂行および2010年法第101条第3項において言及される業務提供が、2010年法を順守して行われることを確保するものとする。当該義務は、委託先または再委託先の規制上の地位または所在地にかかわらず適用されるものとする。
- (8) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行うなければならない。
 - b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行いなければならない。
 - c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (9) 管理会社が、第三者の主導によりUCITSを運用しているまたは運用しようとする場合（当該UCITSが第三者たる主導者（initiator）の名称を使用している場合や、管理会社が2010年法第110条に基づき第三者たる主導者（initiator）を委託先として任命する場合を含む。）、管理会社は、利益相反を考慮した上で、第110条第1項d)の遵守状況に関する詳細な説明および証拠をCSSFに提出しなければならない。特に、管理会社は、当該第三者との関係から生じる利益相反を防止するために講じた合理的な措置、または、当該利益相反を回避できない場合には、UCITSおよびその投資家の利益に悪影響を及ぼさないよう、当該利益相反をどのように特定し、管理し、監視し、（該当する場合）開示するかを明示しなければならない。
- (10) 2010年法第15章に服する管理会社は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定および適用するものとし、当該方針および実務は、管理会社が運用するUCITSのリスク特性、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクの負担を奨励したり、UCITSの最善の利益のために行う管理会社の義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、給与の固定および変動要素ならびに任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者および上級管理職やリスク負担者の属する報酬区分に該当する報酬総額を受ける従業員を含む職員群に適用されるものとする。
- (11) 管理会社は、上記(10)において言及される報酬方針を策定し、適用するにあたり、自身の規模、内部組織ならびに事業の性質、範囲および複雑性に適する方法および範囲で、以下の原則を遵守するものとする。
- a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進するものとし、管理会社が運用するUCITSのリスク特性、規則または設立文書に合致しないリスクの負担を奨励しないものとする。

- b) 報酬方針は、管理会社、管理会社が運用するUCITSおよび当該UCITSの投資家の事業上の戦略、目的、価値および利益に合致し、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監督機能の一環として採用し、当該経営陣が報酬方針の一般原則の採用および少なくとも年1回の見直しを行い、また、それらの実施につき責任を負い、監視するものとする。本項において言及される業務は、経営陣の構成員のうち、該当する管理会社において業務執行の役割を担っておらず、かつリスク管理および報酬について専門的知識を有する者によってのみ実施されるものとする。
- d) 報酬方針の実施状況については、少なくとも年1回、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬に関する方針および手続の遵守に関する中心のかつ独立した内部審査が行われるものとする。
- e) 内部統制の職務に従事する職員は、同職員が統制する事業分野の業績とは無関係に、同職員の職務に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとする。
- f) リスク管理およびコンプライアンスの職務を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合には、報酬委員会の直接の監視下に置かれるものとする。
- g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個々の業績を評価する際には、個人および関連する事業部門またはUCITSの業績の評価と、それらのリスクの評価と、管理会社全体の業績結果の評価との組み合わせに基づくものとし、財務および非財務の基準を考慮に入れるものとする。
- h) 業績の評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいており、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社の運用するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間を通じて分散されるよう確保するため、同期間に適した複数年の枠組みの中で行われるものとする。
- i) 保証変動報酬は例外的なものであり、新規職員の雇用時にのみ、雇用期間の最初の年に限定して支払われるものとする。
- j) 報酬総額の固定および変動要素については、適切にバランスを取るものとし、報酬の変動要素を一切支給しない可能性も含めて、変動要素を十分に柔軟な方針で運用できるようにするため、報酬の固定要素が報酬総額の大部分を占めるものとする。
- k) 契約の早期解除に関する支払は、当該契約の終了までの期間において達成された業績が反映されるものとし、当該契約の不履行については報酬を与えないように策定されているものとする。
- l) 報酬の変動要素またはプールされる報酬の変動要素を算定するために使用される業績の測定には、関連するすべての種類の現在および将来のリスクを統合するための包括的な調整メカニズムが含まれるものとする。
- m) UCITSの法制度、ファンド規則または設立文書に従うことを条件として、報酬の変動要素の大部分、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券、同等の所有権、または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の有効なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成されるものとする。ただし、UCITSの運用が管理会社の運用するポートフォリオ全体の50%に満たない場合には、かかる50%の最低限の制限は適用されない。

本項において言及される証券は、インセンティブを管理会社、管理会社が運用するUCITSおよび当該UCITSの投資家の利益と連携させることを目的として策定された適切な保有方針に従うものとする。本項は、下記n)に従って繰り延べられる報酬の変動要素の部分および繰り延べられない報酬の変動要素の部分のいずれにも適用されるものとする。

- n) 報酬の変動要素の大部分、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、関連するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間を考慮して適切である期間、また、当該UCITSのリスクの性質と正確に合致する期間にわたり、繰り延べられるものとする。

本項において言及される期間は、少なくとも3年間とする。繰延べに関する取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に応じて比例して確定する。報酬の変動要素が特に高額である場合には、当該金額の少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして持続可能であり、かつ該当する事業部門、UCITSおよび個人の業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われるか、またはそれを受ける権利が付与されるものとする。

変動報酬の総額は、通常、管理会社または該当するUCITSの財務実績が低迷するか、または悪化した場合、現在の報酬およびそれまでに得た報酬額の支払における減額（マルス（malus）（等級別料率）やクロアバック（clawback）（回収）によるものを含む。）の両方を考慮し、大幅に縮小されるものとする。

- p) 年金方針は、管理会社および管理会社が運用するUCITSの事業上の戦略、目的、評価および長期的な利益に合致するものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、5年間、上記m)において定められる証券の形式で、管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合、任意支払方式による年金給付は、5年間の保有期間後に、上記m)において定められる証券の形式で、当該従業員に支払われるものとする。

- q) 職員は、個人的なヘッジ戦略または報酬に関する保険や賠償責任に関する保険を、その報酬に関する取決めに組み込まれるリスク調整効果を弱める目的で利用しない旨約束することを要する。

- r) 変動報酬は、2010年法の要件を回避することを容易にするピークルや方法を通じて支払われないものとする。

第1段落に定められる原則は、その専門的業務が管理会社のリスク特性または管理会社が運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者および上級管理職やリスク負担者の属する報酬区分に該当する報酬総額を受ける従業員を含む職員の利益のために行われる、管理会社により支払われるいかなる種類の給付にも、UCITS自体により直接支払われるいかなる金額（成功報酬を含む。）にも、また、UCITSの受益証券または投資証券のいかなる譲渡にも適用されるものとする。

管理会社は、管理会社自身の規模、管理会社自身が運用するUCITSの規模、管理会社自身の内部組織ならびに管理会社自身の事業の性質、範囲および複雑性が重大な場合、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務ならびにリスク管理のために生み出されるインセンティブについてその要求に適いかつ独自の判断を下すことができるような形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a条第4項において言及されるESMAガイドラインに従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理に影響を及ぼすものおよび経営陣がその監督機能の一環として下すものを含む、報酬に関する決定の準備につき責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の構成員のうち、業務執行の役割を担わない者が務めるものとする。報酬委員会の構成員は、該当する管理会社の経営陣の構成員のうち、業務執行の役割を担わない者とする。

経営陣への従業員の代表参加が労働法により定められている管理会社においては、報酬委員会に一または複数の従業員代表者が含まれるものとする。報酬委員会は、その決定を準備するにあたり、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益ならびに公共の利益を考慮するものとする。

- (12) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の公用語または複数の公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (13) 管理会社は、1993年法第1条第1項に規定する範囲の専属代理店を選任することができる。

管理会社が専属代理店の選任を決定した場合、同管理会社は、2010年法で許容される活動の範囲内で、1993年法第37 - 8条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に従わなければならない。

3.3. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4. UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、従前適用されていたCSSF通達12/546に置き換わる通達18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己管理型投資法人のみを対象としていたCSSF通達12/546と異なり、CSSF通達18/698はすべての投資ファンド運用会社（すなわちUCITS管理会社および自己管理型投資法人だけでなく、第16章に基づく管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b）が適用される内部運用されるAIF）および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体を対象としている。

当該通達によって、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最直近の規制慣行を確認し、投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特別な注意を払っており、特にその事業の量および性質を考慮した適切な人材が投資ファンド運用会社に供給されるようにする必要性を重視していることを指摘する。この点において、CSSF通達18/698は、（ ）投資ファンド運用会社に要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに（ ）取締役および業務執行役員が保有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該通達が投資ファンド運用会社のみならず、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員にも影響を及ぼすことを示唆する。

さらに、CSSF通達18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託に代わって行われた投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFの期待を明確にする。

CSSFは、経営会議および取締役会の開催について投資ファンド運用会社が従うべき形式を要求し、運営組織およびCSSFのために作成される各種報告書についても協議する。

当該通達は、デュー・デリジェンスおよび委託先の継続した監視の要件について追加的な詳細を提供している。

さらに、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部管理、内部統制、業務機能および技術インフラの要件をMIFID会社に適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、CSSFは、オープン・エンド型UCIの流動性リスク管理に関するIOSCO勧告を実施する通達19/733を発行した。かかる通達は、各運用UCIレベルでの強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のため、管理会社が（通達に付属する）IOSCO勧告を適用すること、および（IOSCOのウェブサイトで入手可能な）関連するIOSCOの適切な慣行を利用することについて、CSSFが管理会社に対して要望することを明確にしている。

IOSCO勧告で取り扱われている流動性リスク管理プロセスの重要な要素、すなわち、UCIの策定プロセス、UCIの日々の流動性管理および危機管理計画が、かかる通達に要約されている。

2025年5月26日、IOSCOは、2018年の勧告を更新するものとして、「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する勧告」の最終改正版を公表した。2025年版のIOSCO勧告には、とりわけ、明確性、ストレステストおよび流動性管理手段の使用を強化するための変更が含まれている。

流動性リスクの管理を強化するため、AIFMD およびUCITS 指令は、オープン・エンド型AIFおよびUCITSについて、少なくとも2つの流動性管理手段を選択する義務を定めている。この点については、上記4.1.3項「流動性管理手段」においてさらに詳述している。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1. ルクセンブルグにおけるUCITSの認可、登録および監督

4.1.1. UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

() 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

() 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

() ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定および制裁その他の行政措置に関するCSSFの決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2. 投資家に提供すべき情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法第159条は、UCITSが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された重要投資家情報文書（UCITS KIID）を公表する義務も規定している。それは比較可能な共通の様式で記載され、個人投資家が容易に理解できる方法で表示されるものとする。

2010年法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、目論見書およびKIIDならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- KIIDは、投資家がUCITSの受益証券／投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

KIIDは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合はこの限りではない。

さらに、目論見書ならびに直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびKIIDに記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。

- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、それぞれ4か月以内および2か月以内に公表されなければならない。

PRIPs規則に基づき、EU圏内で個人投資家に対していわゆる「PRIPs」に係る助言、募集または販売を行う自然人および事業体は、かかる個人投資家がPRIPsへの投資を行う前に、かかる個人投資家に対して規則1286/2014において言及される重要情報文書（PRIPs KID）を交付することを義務付けられている。「PRIPs」とは、パッケージ型個人投資家・保険向け投資金融商品をいう。

PRIPs規則は、2018年1月1日より適用され、2023年1月1日以降、UCITSは、PRIPs KIDを作成する必要がある。

PRIPs規則の目的は（ ）PRIPs KID（最大でA4サイズ3ページ）を通じて、統一かつ標準的な情報の入手を確保することにより個人投資家の保護を強化すること、ならびに（ ）PRIPs市場へのすべての参加者（PRIPsの組成、助言および販売を行う者）に対して、透明性に係る統一的な規則をEUレベルで課すことである。

PRIPsの概念には、すべての種類の投資信託（クローズド・エンド型であるかオープン・エンド型であるかを問わず、UCITSを含む。）、仕組商品（原資産の形態を問わず、仕組預金を含む。）ならびに保険ベース投資（変額保険および配当付保険を含む。）が含まれている。損害保険商品、仕組預金以外の預金、雇用主からの出資が義務付けられている個人年金商品等の少数の投資商品のみが除外されている。

UCITSの受益証券／投資口の販売に係る広告には、目論見書（および該当する場合にはUCITS KIIDまたはPRIPs KID）を入手可能であることに言及し、また、それらを入手可能な場所が表示されていないなければならない。

4.1.3. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則10-4（2022年7月27日付CSSF規則No.22-05により改正済）
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則10-5（改正済）
- CSSF通達11/509を廃止した、ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社がプレマーケティングおよびクロスボーダーマーケティングにおいて遵守すべき新たな通知および通知解除手続に関連するCSSF通達22/810
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12/540
- 2010年法パート に基づくUCITSの保管受託銀行として行為する金融機関および、場合により、その管理会社に代表されるすべてのUCITSに適用される規定に関連するCSSF通達16/644（CSSF通達18/697により改正済）
- SFT規則（規則（EU）No.648/2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）2015/2365）
- 規則（EU）No.648/2012（EMIR）に基づく報告に関するESMAガイドラインの適用に関するCSSF通達23/846
- ベンチマーク規則（指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドの業績を測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則（EU）2016/1011）（改正済。直近の改正は、規則（EU）2025/914により行われた。）

- S F D R（金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（E U）2019 / 2088（改正済））
- タクソノミー規則（規則（E U）2019 / 2088を改正する、サステナブルな投資を円滑にする枠組みの構築に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則（E U）2020 / 852）
- 純資産価格の計算の誤り、投資規則の不遵守およびU C I レベルのその他の過誤が発生した場合の投資家保護に関するC S S F 通達24 / 856

4.2. ルクセンブルグにおけるU C I T S に適用される追加的要件

（ ）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S F の認可を受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（ ）2010年法パート に従うU C I T S は、上記（ ）に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S F により認可されないものとする。

a) F C P は、当該F C P を運用するための管理会社の申請書をC S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T S が指令2009 / 65 / E C に従う管理会社により運用され、指令2009 / 65 / E C に基づき他の加盟国の監督当局により認可されている場合、C S S F は、2010年法第123条に従い、当該U C I T S を運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S F は、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T S の認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T S を運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T S を運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T S の認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

（ ）販売用資料

2005年4月6日付C S S F 通達05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及して、ルクセンブルグ内外の金融セクターの行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、C S S F は、2021年8月2日に公表された規則（E U）No.345 / 2013、規則（E U）No.346 / 2013および規則（E U）No.1286 / 2014を改正する、投資信託の海外販売の円滑化に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則（E U）2019 / 1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するE S M A ガイドラインの適用に関する通達22 / 795を公表した。当該通達において、C S S F は、U C I T S およびA I F のマーケティング・コミュニケーションとしての識別、U C I T S またはA I F の受益証券 / 投資証券の購入にかかるリスクおよび恩恵の卓越した均一的方法による記述、ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招く恐れのない特性に関して、共通原則を定めたE S M A ガイドラインを、当該マーケティング・コミュニケーションのオンラインの側面も斟酌することにより、適用しかつ統合することを確認している。

（ ）目論見書に記載すべき情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の規定に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

（ ）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の本質的部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

2025年3月6日、CSSFはプレスリリースを公表し、UCIの目論見書に関する査証手続を新たな「電子識別（e-Identification）」システムに置き換えることを発表した。さらに、CSSFは、法令上、CSSFによる事前の許可および審査を要しない目論見書の修正事項の一覧表を定めた。これは、当該修正事項については、識別番号および日付の付与を受けるためにCSSFに提出される更新後の目論見書に直接反映することができることを意味する。ただし、CSSFは、事前審査の対象とならなかった変更について事後的な分析を行うため、追加文書の提出を求める権利を引続き留保している。

（ ）財務状況の報告および監査

1915年法第461 - 6条第2項の特例により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監督委員会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めに記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監督委員会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その職務遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に

記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

リスクベースの監督を向上させる観点から、C S S Fは、2021年12月末日に健全性およびマネーロンダリング/テロ資金供与の防止のための3つの通達を公表した。当該通達は、いわゆる「長文式報告書」の作成を要求した、U C I T Sおよびパート ファンドの監査人の業務に関する指針についての2002年12月6日付C S S F通達02/81に規定された要件の修正（および差替え）を行うものである。これらの通達は、改正された要件を他の規制対象事業体（S I F、S I C A Rおよび投資ファンド運用会社）に適用を拡大する。

- C S S F通達21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付のC S S F規則12-02（改正済）第49条に規定されているとおり、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）が作成する新たなマネーロンダリング/テロ資金供与の防止に関する外部報告書を導入する。
- C S S F通達21/789は、すべての認可された投資ファンド運用会社、自己管理型S I C A Vおよび自己管理型A I Fを対象とした新しい自己評価調査（以下「S A Q」という。）を導入する。また、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対する新たな要件を導入し、マネジメントレーターに適用される特別の規制枠組みを定義する。この通達は、C S S F通達23/839によって改正され、これにより2010年法第125-1条の適用を受ける第16章に基づく管理会社に対するC S S F通達21/789の適用範囲が明確にされ、またマネジメントレーターの送付手続に関するC S S F通達18/698および19/708が廃止された。
- C S S F通達21/790は、すべてのU C I T S、パート ファンド、S I FおよびS I C A Rに対して新しいS A Qを導入する。また、承認された法定監査人に対する新たな要件を導入し、マネジメントレーターに適用される特別の規制枠組みを定義する。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定している。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136（C S S F通達08/348により改正済）およびC S S F通達15/627（C S S F通達25/871により改正済）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

（ ）刑事上の制裁およびその他の行政措置

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、一もしくは複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な会計書類に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法に基づき、C S S Fは、2010年法第148条第1項ないし第3項に記載される場合、下記

(2) 記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業
- 直前の項目において言及される事業体の経営陣もしくは監督委員会の構成員または2010年法第129条第5項に規定する範囲の当該事業体の業務を実質的に行う者
- （U C Iが任意清算される場合）清算人

(2) かかる場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および違法行為の反復の排除を求める命令
- c) （U C Iまたは管理会社の場合）U C Iまたは管理会社の認可の停止または取消し

- d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの事業体もしくはその他類似の事業体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
- e) （法人の場合）5,000,000ユーロまたは経営陣により承認された最新の入手可能な会計書類に基づく法人の年間総売上高（法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合には、会計分野の関連するEU法に従い、年間総売上高は、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な会計書類に基づく年間総売上高または対応する種類の収益とする。）の10%を上限とする罰金
- f) （自然人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金
- g) 上記e)およびf)の代わりとして、法律の違反から生じた利益（決定可能な場合）は、それが上記e)およびf)の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が当該決定を知らされた後、CSSFは、不当に遅滞することなく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、当該公表により金融市場の安定性もしくは継続中の調査が損なわれる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c) 上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合、制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
- ）金融市場の安定性が損なわれないこと。
- ）重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。
- CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。
- (4) CSSFはまた、制裁または措置を課する決定について不服申立てが行われている場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (6) 指令2009/65/ECの第99e条第2項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、CSSFは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。
- 2028年1月10日以降、上記(3)に基づき公表される、指令2009/65/ECを国内法化する2010年法の規定違反に関する情報は、欧州単一アクセスポイント（ESAP）上で閲覧可能となる。この目的のため、規則（EU）2023/2859第2条（2）にいう収集機関は、CSSFとする。

(7) C S S F が行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S F は、それらが効果的で、均衡が取れており、抑止的であることを確保するとともに、以下（該当する場合）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。

- a) 違反の重大性および期間
- b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
- c) 例えば、法人の場合には総売上高または自然人の場合には年間所得により示唆される、違反につき責任を負うべき者の財務力
- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが特定可能な範囲に限られる。）
- e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S F に対する協力の程度
- f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
- g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた違反防止措置

(8) C S S F は、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告に係る連絡経路の確保を含む。）を確立する。

(9) 上記(8)において言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。

- a) 違反報告およびそのフォローアップの受領に関する具体的な手続
- b) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、U C I 業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で行われた違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不当な扱いから適切に保護すること。
- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法（改正済）（注）に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること。
- d) 追加の調査またはその後の司法手続との関連で開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

（注）個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護当局を組織し、個人データの処理および当該データの自由な移動に係る自然人の保護に関する2016年4月27日付欧州議会および理事会規則（E U）2016 / 679を施行し、指令95 / 46 / E C（一般データ保護規則）を廃止し、労働法ならびに公務員の昇進のための取扱い制度、条件および様式を策定した2015年3月25日付改正法を改正する2018年8月1日付ルクセンブルグ法によって廃止されたことに留意されたい。

(10) 上記(1)において言及されたU C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、U C I 業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる種類の責任も報告者に負わせることはない。

(11) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、U C I 業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部的に違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

() C S S F への報告義務

C S S F への定期的な報告に加えて、管理会社およびU C I は、健全性監督の目的でC S S F に送信されるべきアドホックな情報を含む多数の臨時報告義務に服する。

4.3. 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは約款または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

a) 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、通知期間の終了まで、または2か月以内に後任が見つからない場合（下記b)の特定の状況の場合を除く。）

b) 管理会社が破産宣告を受けた場合

c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2. S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、S I C A Vの解散は、かかる投資主総会において証券またはパートナーシップ持分の4分の1を保有する投資主によって決定されうる。

c) 投資主総会は、資本金が資本最低額の3分の2または4分の1を下回ったことを確認してから40日以内に開催されるように招集されるものとする。

d) S I C A Vの設立文書に総会に関する規定がない場合において、S I C A Vの資本金が法律で定められた最低額の3分の2を下回った場合には、取締役または経営陣は、遅滞なくC S S Fに通知するものとする。このような場合、C S S Fは状況を考慮し、取締役または経営陣に対し、S I C A Vを清算するよう要求することができる。

その他の法的形態については、異なる清算手続が存在する場合がある。

4.3.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2. 清算の方法

4.3.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を選任するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

・2013年法に服するオルタナティブ投資ファンド

() 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）として定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
 - b) 指令2009 / 65 / E C 第5条に基づき認可を必要としない投資信託
- () 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。
- a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自身がA I Fではないことを条件とする。）
 - b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M
- () その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F
- () レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F
- (それぞれを「最低限度額」という。)

A I F Mは、上記() b) に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない（以下「登録済みA I F M」という。）。登録済みA I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。登録済みA I F Mは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I F Mが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも1年に1度）提供しなければならない。登録済みA I F Mが最低限度額を上回る場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

かかるA I F Mは、A I F M Dパスポートによる恩恵を受けることはなく（下記 1.6項を参照のこと。）、したがって、パート ファンドの販売は引き続き各国の私募規則に服する。

1 . 2013年法に基づくA I F Mおよび保管受託銀行制度

1.1. A I F M

1.1.1. A I F Mの概要

A I Fとしての適格性を有するルクセンブルグのファンドは、認可を受けたA I F Mによって運用されなければならない。ただし、以下の条件のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

A I F Mとは、以下のいずれかをいう。

- a) A I Fに選任された法人またはA I Fに代わって選任された法人で、かかる選任により、A I Fの運用に責任を負う「外部A I F M」
- b) A I Fの法的形態が内部運用を認める場合およびA I Fの運営組織が外部A I F Mを選任しないと選択した場合には、A I F自身（その場合、A I F自身である「内部A I F M」は、A I F Mとして認可されている必要がある。）

内部運用されるA I Fは、2013年法別表 に定める当該A I Fの内部運用業務以外の業務に従事してはならない。

外部A I F Mは、2013年法別表 に定める業務およびU C I T S 指令に基づく認可を条件とするU C I T Sの追加的運用以外の活動に従事してはならない。

前項とは別に、外部A I F Mはさらに以下の業務を提供することができる。

- a) 投資家からの委託に従い、顧客毎の一任ベースで行う投資ポートフォリオ（指令2003 / 41 / E C 第19条第1項に従った年金基金および企業退職金機関が保有するものを含む。）の運用
- b) 以下の業務から構成される付随的業務
 -) 投資顧問業務
 -) 投資信託の受益証券または投資口に関連する保管および管理

）金融商品に関する注文の受領および取次ぎ

）2013年法第5条に従ってAIFMが運用するAIFに関連して、または本項に従ってAIFMが提供する業務に関連して、AIFMが既に遂行しているその他の機能または業務（ただし、当該機能または業務を他の者に提供することにより生じる潜在的な利益相反が適切に管理されていることを条件とする。）

c) ベンチマーク規則に基づくベンチマークの管理

d) クレジット・サービサーおよびクレジット購入者に関する2021年11月24日付欧州議会および理事会指令（EU）2021/2167（指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUを改正するもの）に従うクレジット・サービシング業務

AIFMは、2013年法第2章に基づき、以下の業務を提供する権限を有しないものとする。

a) 前項に記載する業務のみ

b) AIF資産に関連する管理、販売および/またはその他活動のみ

c) リスク管理業務を提供しないで行うポートフォリオ運用業務（逆もまた同様）

d) 自らが運用するAIFで使用するベンチマークのベンチマーク規則に従った管理

1.1.2. AIFMの認可

ルクセンブルグ内で設立するAIFMが事業を開始するためにはCSSFの認可を必要とする。

認可申請書には、以下の情報を記載するものとする。

a) AIFMの事業、特に2013年法別表において言及される機能に関する業務を実質的に実施する者に関する情報。かかる情報には、以下を含む。

- ・ かかる者の役割、役職および職位に関する説明
- ・ かかる者がAIFM内外で行使する報告系統および責任に関する説明
- ・ かかる者それぞれが各責任に割り当てる時間の概要
- ・ かかる者の活動を支援する人的資源および技術的資源についての説明

b) AIFMの正式名称および関連する識別子

c) 一定の適格保有を有するAIFMの株主またはメンバー（直接的または間接的、自然人または法人を問わない。）の身元に関する情報および保有額に関する情報

d) AIFMの組織構成を規定する業務プログラム（2013年法の第2章（「AIFMの認可」）、第3章（「AIFMの運営条件」）、第4章（「透明性要件」）、および（該当する場合）第5章（「特定の種類のAIFを運用するAIFM」）、第6章（「EU圏のAIFMが欧州連合圏内でEU圏のAIFを販売し運用する権利」）、第7章（「第三国に関連する特別な規則」）および第8章（「個人投資家への販売」）に基づく自己の義務、ならびにSFD第3条第1項、第6条第1項（a）および第13条に基づく自己の義務の遵守をAIFMがいかに企図しているかに関する情報を含む。）、ならびにそのためにAIFMが用いる適切な人的資源および技術的資源についての詳細な説明

e) 報酬方針に関する情報

f) 2013年法第18条に従ってなされた第三者に対する業務の委託および再委託に関する取決めにに関する情報。これには、少なくとも以下の情報を含むものとする。

i. 各委託先に関する以下の情報

- ・ 正式名称および関連する識別子
- ・ 設立法域
- ・ （該当する場合）監督当局
- ・ AIFMが以下の目的で用いる人的資源および技術的資源の詳細な説明
 - ・ AIFM内における日常的なポートフォリオ管理業務またはリスク管理業務の遂行
 - ・ 委託した業務の監視
- ・ AIFMが運用している、または運用しようとしている各AIFに関する以下の情報
 - ・ 委託したポートフォリオ管理業務の簡潔な説明（当該委託が、かかる業務の一部を委託するものか、または全部を委託するものかを含む。）

- ・ 委託したリスク管理業務の簡潔な説明（当該委託が、かかる業務の一部を委託するものか、または全部を委託するものかを含む。）

・ 委託した業務を監視するためにAIFMが実施する定期的なデュー・デリジェンス措置の説明

さらに、認可申請書には、AIFMが2013年法第6条の規定どおりに管理することを目的としているAIFに関する情報を記載するものとする。

認可の付与により、AIFMは、特にCSSFが認可を与えるにあたり依拠する情報の重要な変更点について、当該変更の実施に先立ちCSSF宛に通知する義務を有することとなる。CSSFは、四半期毎に、2013年法第2章（「AIFMの認可」）に従って付与され、または取り消された認可について、ならびに認可を受けたAIFMが欧州連合において運用または販売するAIFのリストの変更について、ESMAに通知しなければならない。

さらに、ルクセンブルグ法に従う投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF通達18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（3.4項に詳述される。）は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF通達19/733（上記3.4項に詳述される。）およびオープン・エンド型AIFについて実施される流動性管理手段に関するAIFMDの規定（上記4.1.3項に詳述される。）にも従う。

1.2. AIFMとしても認可されている管理会社

以下の事業体は、AIFMとしての適格性を有する可能性がある。

- (a) 2010年法に基づくUCITS / 第15章に基づく管理会社
- (b) 2010年法（第125 - 1条および第125 - 2条）に基づく第16章に基づく管理会社
- (c) 2010年法パート に基づき内部運用されているUCI
- (d) 2007年法に基づき内部運用されているSIF
- (e) 2004年法に基づき内部運用されているSICAR
- (f) 2013年法に基づき規制されるAIFMの地位を採用する予定のその他ルクセンブルグの事業体。

以下の事業体は当該地位を得なければならない。

1. 2010年法、2007年法または2004年法に基づく規制を受けないAIFに運用業務を提供するルクセンブルグの事業体
2. AIFとしての適格性を有している内部運用されているルクセンブルグの事業体であって、2010年法、2007年法または2004年法に基づく規制を受けないもの。

1.2.1. 「第15章に基づくAIFM」

2010年法第101条を条件とするUCITS / 第15章に基づく管理会社の主要業務は、UCITS指令に従い認可を受けたUCITSの運用である。ただし、ルクセンブルグ内に登記上の事務所を有しており、かつ2010年法第15章に基づきCSSFから認可された管理会社は、CSSFから2013年法第2章に基づくAIFMとして行為するための追加的許可を取得することを条件として、AIFMDの定めるAIFのAIFMとしても選任されることがある。後者は、2013年法に規定されるすべての規則に従うことを前提とする。

AIFMとして行為する第15章に基づく管理会社の認可情報については、3項を参照のこと。

1.2.2. その他管理会社—第16章に基づく管理会社

第16章に基づく管理会社は、管理会社およびAIFのAIFMとして行為することができる。2010年法の第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足しなければならない要件および実施可能な業務について規定している。

- (1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株式有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式で表章されなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S FによりメモリアルBにおいて公告される。

A) 下記B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- () A I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一もしくは複数の契約型投資信託、またはA I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一もしくは複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部A I F Mを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
 - C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部A I F Mを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登記上の事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの一または複数の業務をかか管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(1) A) ()の活動を行う2010年法第125 - 1 条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部 A I F M が当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる一または複数の業務をかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2 条第 2 項 a) に規定される範囲内の外部 A I F M を選任せずに、選任を受けた管理会社として A I F M D に規定する範囲の一または複数の A I F を運用する2010年法第125 - 2 条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第 3 条第 2 項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第 2 章に基づき、A I F の A I F M としての認可を C S S F から事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2 条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第 5 条第 4 項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2 条に基づき運用する A I F に関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年法第125 - 1 条の規定の適用を受ける第16章に基づく管理会社の自己資金は、125,000ユーロの基準額または場合により C S S F 規則が定める最低基準額を下回ってはならない。しかし、そうなった場合、C S S F は、正当な理由がある場合には、かかる管理会社がその状況を是正またはその活動を停止するための限定的な期間を認めることができる。

(注)本書の日付において、かかる規則は存在しない。

b) 上記 a) に記載される自己資金は、管理会社により永久に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。ただし、流動資産または短期的に容易に換金可能な資産に投資するものとし、投機的ポジションを含んではならない。

c) 管理会社の経営陣の構成員は、十分に良好な評価を得ており、かつ、職務遂行に必要な専門的経験を有していなければならない。これは以下を意味する。

() 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、二層型の取締役会制度においては、監督委員会の構成員および、場合によっては、経営委員会の構成員（会社を実質的に経営する者と異なる場合）

() その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員

d) 管理会社の少数株主またはメンバーの身元情報が C S S F に提供されなければならない。

e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の運営、経営および監督を行う機関構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

(5) C S S F は、以下の場合、第16章に基づく管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または 6 か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合

- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - e) 2010年法が認可の取消事由として定めるその他の場合に該当する場合
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) . 3.2項(5)に記載された行動規則は、第16章に基づく管理会社にも適用される。
- (9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- 第16章に基づく管理会社はまた、. 3.4項に詳述されるCSSF通達18 / 698に従う。

1.3. 委託

2013年法に基づき、AIFMは、2013年法別表において言及される機能または2013年法第5条第4項において言及される業務のうち、一または複数の機能または業務を自己に代わって遂行する任務を第三者に委託することができるが、当該委託の取決めの発効に先立ち、委託の企図をCSSFに通知しなければならない。2013年法第18条に従い、下記条件が充足されなければならない。

- (a) AIFMが自らの委託構造全体について客観的な理由をもって正当化できること。
- (b) 受任者は各任務を遂行するにあたり十分なリソースを充当しなければならず、かつ当該受任者の事業を実質的に指揮する者は優れた評価を得ており、かつ十分な経験を有する者でなければならない。
- (c) 委託内容がポートフォリオ管理またはリスク管理に関するものである場合、当該委任は、資産管理を目的として認可または登録された事業者のみに与えられるものであり、かつCSSFの監督下に置かれるものでなければならないが、当該条件を充足することができない場合にはCSSFの事前承認のみが必要となる。
- (d) 委託内容がポートフォリオ管理またはリスク管理に関するもので、第三国の事業者にも与えられるものである場合、上記(c)の要件に加え、CSSFと当該事業者の監督当局との間の協力が確保されなければならない。
- (e) 委託によってAIFMによる監督の実効性が阻害されてはならず、特に、AIFMが投資家の最善の利益になるように行うことまたはそのようにAIFが運営されることを阻害してはならない。
- (f) AIFMは、当該受任者が適格であって対象機能を引受ける能力および対象業務を提供する能力を有していること、当該受任者が相当の注意をもって選出されたことを証明するとともに、AIFMが委託された業務を常に有効に監督でき、常に受任者に追加指示をすることができ、かつ、投資家の利益になる場合には当該委託を直ちに有効に取消す立場にあることを証明できなければならない。

AIFMは、継続的に、各受任者から提供された業務を精査しなければならない。

- (注) AIFMは最初から、当該第三者が十分なリソースを有していること、委託された任務を適切に遂行するために必要な技術、知識および経験を有した十分な人材を採用すること、さらに、委託された任務の履行を支える適切な組織構造を有していることを確認するために、受任者に関するデュー・デリジェンスを確立するものとする。当該デュー・デリジェンス活動は、AIFMによっても継続的に遂行される。

AIFMは保管受託銀行、保管受託銀行の受任者またはその他AIFMもしくはAIF投資家の利益と相反する事業体に対し、ポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記制限は、受任者がポートフォリオ管理またはリスク管理を、自己が有するその他潜在的相反リスクから業務上および階層的に分離している場合には適用されないものとする。

AIFMの顧客、AIFおよび投資家に対する責任は、AIFMが自己の機能または業務の一部を第三者に委託したことまたは再委託により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I Fの管理者または2013年法第5条第4項において言及される業務の提供者であるとみなされなくなるような場合または郵便受け会社（ペーパーカンパニー）であると認識されるような場合、自己の機能または業務のすべてを委託することはできない。

A I F Mは、2013年法別表において言及される機能の遂行および2013年法第5条第4項において言及される業務提供が、2013年法に適合するようにしなければならない。当該義務は、受任者または再受任者の規制上の地位または所在地にかかわらず適用されるものとする。

受任者が、A I F Mから委託された機能または業務を再委託しようとする場合、下記条件が充足されなければならない。

- 再委託に先立ってA I F Mによる同意
- A I F Mは、当該委託の実施に先立ち、再委託の取決めの条件についてC S S Fに通知する。
- A I F Mから受任者（第三者）に対する業務委託に関して上記に規定されるその他すべての条件が充足されなければならない。

（注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F MからE U圏外の管理者に対して委託することができる場合がある。E U圏外の管理者によって最終的に（認可を受けたルクセンブルグのA I F Mからの委託を通じて）運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E U内のプロ投資家向けに販売することが可能である。

上記にかかわらず、2013年法別表第2段b）において言及される販売機能が、自己のために行われ、指令2014/65/EUに従ってA I Fを販売する、または保険販売に関する2016年1月20日付欧州議会および理事会指令（EU）2016/97に従い保険ベースの投資商品を介してA I Fを販売する、一または複数の販売会社により遂行される場合、A I F Mと当該販売会社との間に販売契約が存在するか否かにかかわらず、当該機能は、上記に概述された要件の適用を受ける委託とはみなされないものとする。

さらに、委託に関するC S S F通達18/698の規定を遵守しなければならない。

提携代理人

ルクセンブルグに設立されたA I F Mは、1993年法第1条第1項の定義する提携代理人を選任する権限を有する。

A I F Mが提携代理人の選任を決定した場合、A I F Mは、2013年法に基づき認められる行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に基づき投資会社に適用されるものと同じ規則を遵守しなければならない。

1.4. 透明性要件

1.4.1. 投資家に対する開示

A I F Mは、投資家によるA I Fへの投資に先立ち、自己が運用するE U圏内の各A I FおよびE U圏内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約（または、F C Pの場合は約款）に従って、以下の情報およびその重要な変更を投資家が入手できるようにしなければならない。

- A I Fの名称、A I Fの投資戦略および投資目的に関する説明、ならびにA I Fが自己の投資戦略もしくは投資方針（または両方）を変更することができる手続に関する説明
- 投資を目的として締結済みの契約関係についての主要な法的意味の説明
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査人およびその他業務提供者の身元ならびにこれらの職務および投資家の権利に関する説明
- A I F Mが専門家責任補償の要件を遵守する方法の説明
- 委託された運用業務および保管受託銀行から委託された保管業務の説明、受任者の身元、ならびにかかる委託から生じうる利益相反の説明
- A I Fの資産評価手続および資産評価についての価格決定方法の説明
- A I Fの流動性リスク管理に関する説明（通常時および例外的状況の双方における買戻しの権利、投資家との間の買戻しに関する既存の取決め、ならびに2013年法第15 - 1条第1項に従って選定された流動性管理手段を使用する可能性およびその条件を含む。）

- 直接的もしくは間接的に投資家が負担することになるすべての報酬、手数料および経費、ならびにこれらの最高限度額に関する説明
- A I F の運営に関連してA I F Mが負担し、かつA I F に直接的または間接的に割り当てられる手数料、料金および費用のリスト
- A I F Mが投資家の公正な取扱いをいかに確保しているか、また、投資家が優遇措置を受けているまたは優遇措置を受ける権利を取得している場合は、かかる優遇措置の内容、かかる優遇措置を受ける投資家の種類、さらに（関連がある場合）これらの投資家とA I F またはA I F Mとの法的・経済的つながりについての説明
- 2013年法第20条において言及される、最新の年次報告書
- 受益証券または投資口の発行および販売についての手続および条件
- 2013年法第17条に従い確定された、A I F の最新の純資産価額またはA I F の受益証券もしくは投資口の最新市場価格
- 入手可能な場合、A I F の過去の実績
- プライム・ブローカーの身元、A I F とプライム・ブローカー間の重要な取決めの説明、これに関する利益相反の管理の仕方、保管受託銀行との契約中のA I F 資産の譲渡および再利用に関する規定、さらに、存在する可能性のあるプライム・ブローカーに対する負債の譲渡に関する情報
- A I F のポートフォリオのレバレッジ利用、リスク特性および流動性管理ならびに組成されたローンのポートフォリオ構成、投資家が直接的または間接的に負担したすべての手数料、料金および費用についての情報、ならびにA I F Mにより、またはA I F Mのために、A I F の投資に関連して利用される親会社、子会社または特別目的ビークルに関する情報が、いつどのように定期的に開示されるのかに関する説明

A I F が自己の目論見書において発表する必要のある情報に対する追加情報に限り、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F Mは投資家に対し、自らが運用するE U圏内の各A I F およびE U圏内で販売する各A I F について、資産の流動性、ファンドの流動性の管理の取決め、および現在のリスク特性に関する情報を定期的に開示しなければならない。

また、A I F Mは、A I F によるレバレッジ利用に関する情報を開示するとともに、A I F がさらされるレバレッジの上限の変更、および転担保権またはレバレッジの取決めに基づき認められた保証内容、さらにA I F が採用したレバレッジの合計額を定期的に開示しなければならない。

さらに、A I F Mは、目論見書または別途の文書を通じて、S F T 規則に基づいて提供すべき情報を開示しなければならない。

1.4.2. 年次報告書

ルクセンブルグ内で設立されたA I F Mは、自らが運用するE U圏内の各A I F およびE U圏内で販売する各A I F について、各会計年度の年次報告書を、当該年次報告書で報告する会計年度終了後6か月以内に入手できるようにしなければならない。

年次報告書は、要請があった場合、投資家に提供するとともに、C S S F および適用ある場合には、A I F の設立地である加盟国が入手できるようにしなければならない。

規制市場における取引を認められているA I F は、指令2004 / 109 / E C（注）に従い、年次報告書で報告する会計年度終了後4か月以内に年次財務報告書を公表する義務を負う。

年次報告書は監査を受けなければならない、さらに、少なくとも貸借対照表または資産負債計算書、収支計算書、当該会計年度の活動報告書、投資家に提示された情報に関する重要な変更（上記1.4.1を参照のこと。）、ならびに会計年度中にA I F Mから職員に支払われた報酬総額およびA I F から支払われた成功報酬の情報を含むものとする。

（注）指令2004 / 109 / E Cとは、指令2001 / 34 / E Cを改正する、規制市場における取引を認められている証券の発行者の情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および理事会指令2004 / 109 / E C（随時改正および補完される。）をいう。

1.4.3. C S S F に対する報告義務

2013年法第22条に従い、A I F Mは定期的にC S S F に報告を行うものとする。

かかる報告には、A I F Mが運用するA I Fのために取引する市場および商品、A I F Mが現在取引している商品、A I F Mが加盟している市場または積極的に取引している市場の情報、ならびに各A I Fのエクスポージャーおよび資産の情報を含むものとする。かかる情報には、資産、A I FおよびA I F Mに関して提供されたデータを、他の監督当局のデータソースや一般に公開されているデータソースと関連付けるために必要な識別子を含むものとする。

A I F Mは、自己が運用するE U圏内の各A I FおよびE U圏内で販売する各A I Fに関し、C S S Fに対して以下の情報を提供しなければならない。

- 非流動性に起因する特別な取決めの対象となるA I Fの資産割合
 - A I Fの流動性管理に関する新たな取決め
 - A I Fの現在のリスク特性（市場リスク、流動性リスク、取引先リスクおよび業務リスク等のその他リスクを含む。）およびA I Fが用いているレバレッジの総額
 - ポートフォリオ管理またはリスク管理機能にかかる委託の取決めに関する以下の情報
 - i) 委託先に関する情報（名称および住所または登記上の事務所もしくは支店、A I F Mと密接な関係があるか否か、資産運用に関して認可された事業体であるか、または規制の対象となる事業体であるか否か、（該当する場合）監督当局を記載し、委託先の識別子（提供された情報を他の監督当局のデータソースや一般に公開されているデータソースと関連付けるために必要となる。）を含むこと。）
 - ）当該A I F M内で日常的なポートフォリオ管理またはリスク管理業務を行うためにA I F Mが雇用するフルタイム換算の人員数
 - ）委託したポートフォリオ管理およびリスク管理機能に関する業務のリストおよび説明
 - ）ポートフォリオ管理機能を委託した場合、当該ポートフォリオ管理機能に関する委託の取決めの対象となるA I Fの資産の額および割合
 - ）委託の取決めを監視するためにA I F Mが雇用するフルタイム換算の人員数
 - ）委託した業務を監視するためにA I F Mが実施した定期的なデュー・デリジェンス審査の回数および実施日、特定された問題点のリスト、ならびに該当する場合、かかる問題に対処するために採用された措置および当該措置の実施期限
 - ）再委託の取決めが締結されている場合、再委託先ならびに再委託されたポートフォリオ管理およびリスク管理機能に関連する業務について、i)、)および)において求められている情報
 - ）委託および再委託の取決めの開始日および終了日
 - 2013年法のリスク管理および流動性管理に関する規定に従い実施したストレステストの結果
 - A I F Mまたは当該A I F Mのために行為する販売会社が実際にA I Fの受益証券または投資口を販売している加盟国のリスト
- A I F Mの報告頻度は、A I Fの構造、運用資産額および利用されたレバレッジの水準に基づく。
- A I F Mが運用するE U圏内の各A I FおよびA I F Mが欧州連合内で販売する各A I Fについて、A I F Mが運用しているA I Fポートフォリオの運用資産が、合計で、A I F M D第3条第2項(a)および(b)の条件に基づく基準値である100百万ユーロまたは500百万ユーロを超えるが、十億ユーロを超えない場合、半期毎に報告を行う。
 - 前項において言及される要件の対象となるA I F Mの各A I Fの運用資産（レバレッジ利用を通じて獲得した資産を含む。）が当該A I Fについて合計で500百万ユーロを超える場合、四半期毎に報告を行う。
 - A I F Mが運用するE U圏内の各A I Fおよび当該A I F Mが欧州連合内で販売する各A I Fについて、A I F Mが運用しているA I Fポートフォリオの運用資産が、合計で十億ユーロを超える場合、四半期毎に報告を行う。
 - A I F Mの運用対象であり、かつレバレッジされていない各A I Fについて、A I F Mの基本投資方針に従い支配権を獲得することを目的として非上場会社および発行者に投資する場合、一年毎に報告を行う。

上記1.4.2において言及される年次報告書に加え、A I F Mは要請に応じ、C S S Fに対して、自らが運用しているA I Fの詳細なリストを四半期末毎に提出しなければならない。

C S S Fへの定期的な報告に加えて、A I F MおよびA I Fは、健全性監督の目的でC S S Fに送信されるべきアドホックな情報を含む多数の臨時報告義務に服する。

1.4.4. レバレッジに関する報告

実質ベースでレバレッジを利用しているA I Fを運用するA I F Mは、自ら運用する各A I Fが採用しているレバレッジ全体のレベル、現金または証券の借入れによるレバレッジと金融デリバティブ商品に組込まれたレバレッジの内訳、およびレバレッジ契約に基づきA I Fの資産がどの程度再利用されたかに関する情報をC S S Fに提供するものとする。

かかる情報には、A I F Mが運用している各A I Fの借入金または借入証券の上位5つの調達先に関する情報および当該各A I Fについて当該各調達先から受けたレバレッジの額を含めなければならない。

C S S Fが、システミック・リスクを効果的に監視するために必要と考える場合、C S S FはA I F Mに対し、本第 1.4記載の情報のほかに追加情報を、定期的におよびその都度、提出するよう要求することができる。

C S S Fは、例外的な状況において、かつ、金融システムの安定性および完全性を確保するために必要である場合または長期的に持続可能な成長を促進するために必要である場合において、E S M Aが欧州システミック・リスク委員会（E S R B）と協議した上で要請を行ったときは、A I F Mに対して追加的な報告義務を課することができる。

A I F M D は、規制当局に対する報告義務を拡大した。新たな制度は、報告の範囲を大幅に拡張するものである。現行制度の下では、A I F Mは、運用する各A I Fについて、その主要商品、主なエクスポージャーおよび最も重要な集中先のみを報告すれば足りた。これに対し、A I F M D は、各A I Fが保有するすべての商品、エクスポージャーおよび資産についての報告を求めている。さらに、A I F Mは、当該A I Fが実際に用いているレバレッジの総額を規制当局に開示しなければならない。

1.5. 保管受託銀行

2013年法は、A I F M Dに規定される範囲内に完全に該当する、A I F（非個人投資家向けパートファンドを含む。）向けの新たな保管受託銀行制度を導入した。

1.5.1. 適格性を有する保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行を導入することで、適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

当該新たな金融セクターの特殊な専門機関の業務は、1993年法により、以下のように定義されている。すなわち、（ ）当初の投資が行われた日から5年間ににおいて行使可能な買戻しの権利を持たず、かつ（ ）その基本投資方針に従い、通常2013年法第19条第8項(a)に従って保管されるべき資産に投資しないか、または、通常、発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する監督権を獲得しようと試みる（S I F（2007年法の規定の範囲内）、S I C A R（2004年法の規定の範囲内）および）A I F（A I F M Dの規定の範囲内）の保管受託銀行の機能の提供である。

かかる業務は、金融セクターの特殊な専門機関の通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または現地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前項に記載され、かつ上記条件でのみ利用可能な新たな金融セクターの特殊な専門機関に加え、適格性を有する保管受託銀行は通常、（従前の保管受託銀行制度と同様に）ルクセンブルグで設立された信用機関である。また、ルクセンブルグの投資会社は保管受託銀行制度として行為することができるが、以下の条件を充足することが前提となる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保管および管理に関する付随的なサービスを含むこと。

- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T Sの保管受託銀行（すなわちU C I T Sとしての適格性を有しないU C Iの保管受託銀行）は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F通達18 / 697の規定に従う。

C S S F通達18 / 697は、グッドガバナンスの原則を定め、以下のために保管受託業務を遂行するルクセンブルグの事業体の内部組織および適切な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および / またはA I F M Rの一定の側面（ならびに一定の範囲においては2007年法および / または2004年法）について追加的な詳細を明確化または提供している。

- A I F Mにより運用されるA I F
- 非個人投資家向けパート ファンド
- 該当する場合、A I Fとしての適格性を有しないS I FおよびS I C A RならびにA I Fとしての適格性を有し、登録済みA I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

A I F M D の下では、保管受託機関サービスが不足している加盟国には、自国のA I Fが他の加盟国に設立された保管受託機関を選任することを認めることができるという選択肢が与えられている。この選択肢は、保管受託機関サービスについて、十分に確立され、競争力のある市場の恩恵を受けているルクセンブルグには適用されない。ただし、この選択肢を利用した加盟国に設立されたA I Fは、一定の条件の下で、ルクセンブルグに設立された保管受託機関を選任することができる。

1.5.2. 義務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託銀行制度に従わなければならない。

かかる保管受託銀行制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保管義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 一定の監督業務

保管受託銀行自らが行わなければならない監督およびキャッシュ・フロー監視業務と異なり、保管受託銀行は一定の条件に基づき保管業務の全部または一部を委託する権限を有している。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保管の対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当に遅滞することなく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、また、いくつかの例外を条件として、保管受託銀行の責任は、自己の業務の第三者への委託による影響を受けない。

さらに、保管受託銀行は、2013年法に基づくその義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6. A I Fの国際的な販売および運用

2013年法の第6章（「E U圏のA I F Mが欧州連合圏内でE U圏のA I Fを販売し運用する権利」）および第7章（「第三国との関連での具体的な規則」）に規定のとおり、認可を受けたA I F Mは、A I F M Dに規定されたパスポート制度に基づき、ルクセンブルグおよびその他加盟国の専門投資家にA

ＩＦを販売することができる。かかる規定はまた、認可を受けたＡＩＦＭが当該ＡＩＦを国際的に運用する場合にも適用される。

かかる販売および運用は、規制当局同士の通知制度を利用して達成されるため、ＡＩＦＭは、ＡＩＦを販売または運用するためにホスト加盟国から認可を取得する必要も、販売を希望する各加盟国の関連する国内要件を充足する必要もない。

さらに、2021年7月21日法により改正された2013年法第28 - 1条および第28 - 2条によって法制化されたＡＩＦＭＤ第30bis条に従い、ＥＵ圏のＡＩＦＭによる欧州連合圏内でのプレマーケティングの条件および通知手続が導入された。

1.7. ローン組成ＡＩＦ

ＡＩＦＭＤは、ＡＩＦおよび／またはＡＩＦＭが、従前は加盟国レベルで判断されていたローン組成をＥＵレベルで行うことを可能にし（いわゆる「ローン組成パスポート」）、（直接的または間接的に）ローンを組成するＡＩＦに適用される包括的な制度を導入するとともに、「ローン組成型」ＡＩＦ（すなわち、主たる投資戦略がローンの組成であるＡＩＦ、またはローンがその想定元本の50%超を占めるＡＩＦ）に対する追加的要件を導入するものである。一般に、ローンを組成するファンドに対する最も重要な新たな要件には、以下のものが含まれる。

- ・ 5%のリスク保持要件：一定の例外を除き、ＡＩＦは、組成した上で譲渡した各ローンについて、その想定元本の5%を保持しなければならない。
- ・ 20%の集中制限：借手が金融事業体、ＡＩＦまたは譲渡可能証券への集団投資事業体（ＵＣＩＴＳ）である場合に適用される。
- ・ 関連当事者に対する貸付けの制限：ＡＩＦＭ（またはＡＩＦＭの人員）、保管受託機関（およびその委託先）、ＡＩＦＭが機能を委託した事業体（および当該事業体の人員）、またはＡＩＦＭのグループ事業体（一定の例外を除く。）に対する貸付けは禁止される。
- ・ オリジネイト・トゥ・ディストリビューット戦略の禁止。

1.8. 流動性管理手段

流動性リスクの管理を強化するため、ＡＩＦＭＤは、オープン・エンド型ＡＩＦを運用するＡＩＦＭに対し、ＡＩＦＭＤの新たな別表に含まれるリスト（すなわち、2013年法別表の2から8）から適切な流動性管理手段を少なくとも2つ選択する義務を定めている。かかる選択は、ＡＩＦが採用する投資戦略、流動性プロファイルおよび買戻方針との関係で当該手段の適合性を評価した上で行われる。

ＡＩＦＭは、ＡＩＦの投資家の利益のために使用する可能性があることから、かかる手段をＡＩＦの規則または設立文書に盛り込まなければならない。

2013年法第15 - 1条および別表には、オープン・エンド型ＡＩＦを運用するＡＩＦＭが利用可能な流動性管理手段のさらなる詳細、ならびに選択した流動性管理手段の発動および解除ならびに当該手段の使用に関する運用上および管理上の取決めについて、ＡＩＦＭが実施すべき詳細な方針および手続が記載されている。

流動性管理手段のさらなる詳細については、上記4.1.3項を参照のこと。

2. 2013年法を条件としたオルタナティブ投資ファンドの導入

2.1. 2010年法に基づくパート ファンド

2.1.1. 概要および範囲

上記のとおり、すべてのパート ファンドは2013年法の定めるＡＩＦとして適格である。2010年法第3条は、同法第2条のＵＣＩＴＳの定義に該当するものの、2010年法のパート に該当するＵＣＩＴＳの適格性を有さず、パート として規制されるファンドを列挙している。

- ・ クローズド・エンド型のＵＣＩＴＳ
- ・ ＥＵまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するＵＣＩＴＳ

- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則を適用することがその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2. ルクセンブルグのパート ファンドの投資制限

UCITSに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定されうる。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75 G章は、パート ファンドに関する一般的な投資制限を定めていた。2025年12月19日に適用開始されたSIF、SICARおよびパート ファンドに関するCSSF通達25/901は、とりわけIML通達91/75 G章を廃止するものである。CSSF通達25/901には、新たに第4章「投資制限」を定めている。

一般に、この通達は、個人投資家向けに販売されるパート ファンドが、その資産または引受コミットメントの25%を超えて、単一の発行体（OEC加盟国または一定のその他の公的主体により発行または保証される証券を除く。）、単一のUCIもしくは投資ビークル、または単一のその他の資産に投資することができない旨を定めている。ただし、この制限は、資産クラスに応じて変動する場合がある（例えば、インフラ資産については最大50%）。この25%のリスク分散制限は、「十分な情報を有する投資家」向けのパート ファンドについては50%に引き上げられる（インフラ資産については上限70%）。CSSF通達25/901によれば、25%または50%のリスク分散制限は、同等またはより厳格な分散化規則の対象となる単一の対象UCIへの投資には適用されないため、パート ファンド文書において適切な開示を行うことを条件として、ルックスルー・アプローチを採用することができる。これらの指針は、原則としてすべてのパート ファンドに適用されるが、CSSFは、CSSF通達25/901に基づき、個別事案毎に十分な正当性がある場合には、適用除外を認めることがある。

上記 2項に記載されるとおり、MMF規則は、MMF規則の適用範囲に該当するすべてのUCIについて、MMF規則に基づくMMFとして認可を受けることを要求し、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づくMMFとしての適格性を有するパート ファンドには追加的な投資制限を課す。

2.1.3. 管理会社およびAIFM

すべてのパート ファンドは単一のAIFMによって運用されなければならない。かかるAIFMは、ルクセンブルグにおいて設立され、2013年法第2章に基づき認可されたAIFM、またはその他加盟国もしくは第三国において設立され、AIFMD第 章に基づき認可されたAIFMのいずれかであるものとする。

パート ファンドは、2013年法により、（ ）当該パート ファンド運用の責任者であるAIFMを別途任命することで外部運用するか、または（ ）当該ファンドの法的形態上内部運用が許可されている場合で、その運営組織が外部AIFMを任命しないと選択した場合、内部運用することができる。後者の場合、パート ファンド自体がAIFMであると認識されることになり、さらに、当該パート ファンドは（ ）AIFMに適用される2013年法上の義務すべてを（AIFMに適用される範囲で）遵守すること、および（ ）2013年法に基づく認可要請を提出することが義務付けられる。

2.1.3.1. 第15章に基づく管理会社およびAIFM

かかるパート ファンドを運用する管理会社についての条件は、上記に規定されている。

2.1.3.2. 第16章に基づく管理会社およびAIFM

上記の文言は、原則として、パート ファンドを運用する第16章に基づく管理会社に適用される。

2.1.4. パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1. 認可および登録

パート ファンドは、その業務を実施するために、事前にCSSFから認可を取得しなければならない。

パート ファンドは、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件に加え、2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが同条に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加え、2013年法第3条規定の適用除外を条件として、ファンド自体が2013年法第2章に従いA I F Mとして認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、優れた評価を十分に得ており、かつ十分な経験を有していなければならない。当該取締役およびその後任者に関する身元は、C S S F に報告されなければならない。

認可されたパート ファンドは、C S S F によってリストに記入される。

2.1.4.2. 投資家に提供すべき情報

2010年法第150条は投資信託の目論見書ならびに年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自らの運用する各F C Pのために、その目論見書およびそれらの変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S F に送付しなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書に記載された方法により入手できる。
- 監査済年次報告書は6か月以内に公表されなければならない、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

A I F M Dに規定される範囲内に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されているかまたは内部運用A I F Mとして適格性を有する（下記を参照のこと。）

パート ファンドについては、2010年法および2013年法により投資家に対する追加開示が義務付けられている。

4.1.2項に詳述されるとおり、2023年1月1日より、E U圏内で個人投資家に対していわゆる「P R I I P s」に係る助言、募集または販売を行う自然人および事業体は、かかる個人投資家がP R I I P sへの投資を行う前に、かかる個人投資家に対してP R I I P s K I Dを交付することを義務付けられている。

P R I I P s規則は、2018年1月1日より適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に助言、募集または販売されるパート ファンドは、P R I I P s K I Dを作成する必要がある。

パート ファンドの受益証券/投資口の販売に係る広告には、目論見書（および該当する場合にはU C I T S K I I DまたはP R I I P s K I D）を入手可能であることに言及し、また、それらを入手可能な場所が表示されていなければならない。

2.1.4.3. ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的要件

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのU C I が活動を行うためには事前にC S S Fの認可を受けなければならない旨を規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨を規定している。

() 販売用資料

2005年4月6日付C S S F 通達05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の

特定リスクにつき言及して、ルクセンブルグ内外の金融セクターの行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、C S S Fは、2021年8月2日に公表された規則（E U）No.345 / 2013、規則（E U）No.346 / 2013および規則（E U）No.1286 / 2014を改正する、投資信託の海外販売の円滑化に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則（E U）2019 / 1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するE S M Aガイドラインの適用に関する通達22 / 795を公表した。当該通達において、C S S Fは、U C I T SおよびA I Fのマーケティング・コミュニケーションとしての識別、U C I T SまたはA I Fの受益証券／投資証券の購入にかかるリスクおよび恩恵の卓越した均一的方法による記述、ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招く恐れのない特性に関して、共通原則を定めたE S M Aガイドラインを、当該マーケティング・コミュニケーションのオンラインの側面も斟酌することにより、適用しかつ統合することを確認している。

（ ）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の本質的部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

2025年3月6日、C S S Fはプレスリリースを公表し、U C Iの目論見書に関する査証手続を新たな「電子識別（e-Identification）」システムに置き換えることを発表した。さらに、C S S Fは、法令上、C S S Fによる事前の許可および審査を要しない目論見書の修正事項の一覧表を定めた。これは、当該修正事項については、識別番号および日付の付与を受けるためにC S S Fに提出される更新後の目論見書に直接反映することができることを意味する。ただし、C S S Fは、事前審査の対象とならなかった変更について事後的な分析を行うため、追加文書の提出を求める権利を引続き留保している。

（ ）財務状況の報告および監査

1915年法第461 - 6条第2項の特例により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監督委員会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監督委員会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その職務遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

リスクベースの監督を向上させる観点から、C S S Fは、2021年12月末日に健全性およびマネーロンダリング／テロ資金供与の防止のための3つの通達を公表した。当該通達は、いわゆる「長文式報告書」の作成を要求した、U C I T Sおよびパート ファンドの監査人の業務に関する指針についての2002年12月6日付C S S F通達02 / 81に規定された要件の修正（および差替え）を行うものである。これらの通達は、改正された要件を他の規制対象事業体（S I F、S I C A Rおよび投資ファンド運用会社）に適用を拡大する。

- C S S F 通達21 / 788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付のC S S F 規則12 - 02（改正済）第49条に規定されているとおり、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）が作成する新たなマネーロンダリング / テロ資金供与の防止に関する外部報告書を導入する。
- C S S F 通達21 / 789は、すべての認可された投資ファンド運用会社、自己管理型 S I C A Vおよび自己管理型 A I Fを対象とした新しい自己評価調査（以下「S A Q」という。）を導入する。また、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対する新たな要件を導入し、マネジメントレーターに適用される特別な規制枠組みを定義する。この通達は、C S S F 通達23 / 839によって改正され、これにより2010年法第125 - 1 条の適用を受ける第16章に基づく管理会社に対するC S S F 通達21 / 789の適用範囲が明確にされ、またマネジメントレーターの送付手続に関するC S S F 通達18 / 698および19 / 708が廃止された。
- C S S F 通達21 / 790は、すべてのU C I T S、パート ファンド、S I FおよびS I C A Rに対して新しいS A Qを導入する。また、承認された法定監査人に対する新たな要件を導入し、マネジメントレーターに適用される特別な規制枠組みを定義する。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない旨を規定している。

2010年法第147条は、C S S F が、U C I に対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C I の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 通達97 / 136（C S S F 通達08 / 348により改正済）およびC S S F 通達15 / 627（C S S F 通達25 / 871により改正済）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

（ ）違反に対する刑事上の制裁

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、一もしくは複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が同法の規定に違反した場合、禁固刑および / または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な会計書類に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される（さらなる詳細については、上記 4.2項（ ）を参照のこと。）。

2.1.5. 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、単一の保管受託銀行に保管を委託しなければならない。かかるパート ファンドの発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券 / 投資口の販売が認められているか否かにより、異なる保管受託銀行制度が適用される。

個人投資家向けパート ファンドに関しては、 3 項に詳述されるU C I T S 向けの保管受託銀行制度が適用される。

非個人投資家向けパート ファンドに関しては、 1.5項に記載されるA I F M Dにおける保管受託銀行制度が適用される。

2.1.6. 清算

上記 4.3項「清算」の記載内容は、2010年法に基づくパート ファンドの清算にも適用される。

ルクセンブルグの投資ファンドおよび投資ファンド運用会社に適用される主なサステナブルな金融規制
本項では、ルクセンブルグの投資ファンドおよび投資ファンド運用会社に適用される主なサステナブルな金融規制の概要のみを記載しており、これに関連して適用されるルクセンブルグおよび欧州における多数の法律および規制の網羅的な分析は行っていない。

1 . S F D R

S F D Rは、2021年3月10日に発効した。S F D Rは、金融市場参加者（「金融市場参加者」または「F M P s」の定義には、U C I T S 管理会社およびA I F Mを含む。）が管理する金融商品（U C I T S およびA I F s等）に関するサステナビリティ・リスクの統合、サステナビリティの悪影響の検討およびサステナビリティ関連情報の提供に関する透明性要件を規定するものである。

S F D Rは、「事業体レベル」すなわちU C I T S 管理会社およびA I F Mのレベル、および「金融商品レベル」すなわち関連するU C I T S 管理会社またはA I F Mが運用する投資ファンドのレベルで、特定の開示を行うことを要求している。

（ ）S F D R 第8条に基づき環境的および／または社会的特性を促進し、E S G手法を何らかの形で投資戦略に組み込んでいる投資ファンドで、目論見書に開示されている投資ファンドの投資方針においてその旨を開示している投資ファンドの多くを含む見込みであり、または（ ）S F D R 第9条に基づきサステナブルな投資目標を有する投資ファンド（炭素排出削減を目的とするファンドを含む。）については、追加の開示が必要となる。

その主な目的の一つは、金融商品間の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防止するために、これらの開示要件を調整することである。

S F D Rは、指令2009/65/E CおよびA I F M Dに基づく開示要件を補完し、既存の法的規制上のU C I T S およびA I F M Dの枠組みに統合されている。

さらに、S F D RはF M Pに対し、その報酬に関する方針がサステナビリティ・リスクの組み込みとどのように整合しているかについての情報を当該方針に記載し、その情報をウェブサイトで公開することを求めている。

2022年4月6日、E U委員会は、欧州議会および理事会規則（E U）2019/2088を補完する2022年4月6日付委員会委任規則（E U）2022/1288を採択した。これは、「著しい損害を与えない」という原則に関連する情報の内容および提示の詳細を定める規制上の技術的基準であり、サステナビリティの指標およびサステナビリティの悪影響に関する情報の内容、方法論および提示を定め、ならびに契約前の文書、ウェブサイトおよび定期報告書における環境的または社会的特性および持続可能な投資目標の促進に関連する情報の内容および提示を定めるもの（以下「S F D R R T S」という。）である。これらは2023年1月1日から適用される。

S F D R R T Sには、S F D Rの多くの規定に関する詳細な実施措置が含まれている。S F D R R T Sは、2つの主要分野、（ ）投資判断の主な悪影響（以下「P A I」という。）に関連して考慮すべき持続可能性要因のリストを導入すること、および（ ）S F D R 第8条および第9条により要求されている目論見書の開示事項のうち、関連する開示の比較可能性を高めるためにS F D R R T Sの付属書類に規定されたテンプレート形式で開示することを対象としている。

S F D R R T Sは、金融商品が化石ガスおよび／または原子力に投資するか否かを識別するための「イエス／ノー」の質問を追加することとなる、契約前および定期的な開示テンプレートの付属書類を含む新たなR T Sによって改正されている。

U C I T S およびA I Fの年次報告書については、F M Pは、S F D R R T Sの付属書類に規定されたテンプレートの形式で定期的な開示情報を記載しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構はS F D R R T Sの改正に関する最終報告書を公表した。変更の一部は、E U委員会によって義務づけられたものであったが、欧州監督機構は、現在施行されているS F D R R T Sに認められる欠点に対処するため、その他にも多くの変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的P A I指標の拡大
- ・ P A I開示の枠組みのその他の変更
- ・ 温室効果ガス（以下「G H G」という。）排出削減目標に関する新たな金融商品の開示
- ・ 主要な情報を簡潔にまとめた新しい「ダッシュボード」を含む、金融商品の開示テンプレートの改善と簡素化
- ・ 持続可能な投資がどのように「著しい損害を与えない」という原則を遵守しているかについての開示の強化

- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改訂
- ・ 持続可能な投資の計算の調整および機械で読み取り可能な形式での開示の作成義務を含む、その他の技術的変更

ＥＵ委員会は2023年12月から３か月以内にＳＦＤＲ ＲＴＳ草案を承認するか否かを決定するとしていたが、これまでのところＲＴＳ草案は承認されておらず、最近のＥＵ議会選挙およびそれに伴うＥＵ委員会の構成変更を考えると、その時期は依然として不透明である。また、初回適用可能日についても、2026年年初とすることは限定的となっているようである。

2025年11月20日、ＥＵ委員会は、ＳＦＤＲを改正する規則の最終提案（以下「ＳＦＤＲ2.0提案」という。）を公表した。

ＳＦＤＲ2.0提案は、ＳＦＤＲの枠組みに多くの変更を導入するものであるが、そのうち最も注目すべきものは、現行のＳＦＤＲ第８条および第９条の分類が、以下の新たな商品カテゴリーに置き換えられることである。

- ・ 「トランジション」（改正第７条）
- ・ 「ＥＳＧベーシック」（改正第８条）
- ・ 「サステナブル」（改正第９条）
- ・ 「影響」（第７条または第９条のいずれか）
- ・ 「複合」カテゴリー（ファンド・オブ・ファンズ戦略を含む可能性がある。）

また、この提案には、最大２ページの、簡素化された開示テンプレートも含まれている。

さらに、ＥＵ委員会は、ＳＦＤＲ2.0提案において「クレーム」という概念を導入した。ＥＵ委員会によれば、分類された商品が、それぞれのカテゴリーの目的に従ってどのように、またどの程度投資を行うかは、不公正商慣行指令における「環境クレーム」の概念と整合している必要がある（同指令の要件は、ＳＦＤＲ2.0の要件を適切に適用することにより満たされることになる。）。

ＥＵ委員会は、カテゴリーに関するより技術的な要件（例えば、投資の条件やカテゴリー閾値の算定方法等に関するもの）について、一連の実施規則を策定する権限を付与されることとなる。現行のＳＦＤＲ ＲＴＳは廃止されることとなる。

ＳＦＤＲ2.0提案は、欧州議会およびＥＵ理事会のレベルで協議されることになる点に留意することが重要である。これらの各機関がそれぞれＥＵ委員会のＳＦＤＲ2.0提案に対する修正を採択した後、いわゆる「トリロジー」（ＥＵの３つの立法機関の間で行われる協議）が開始されることとなるため、現在のＳＦＤＲ2.0提案にさらに変更が加えられる可能性は極めて高い。

時期については、採択された場合、ＳＦＤＲ2.0の最終文言は、欧州連合官報への掲載日から起算して20日目に発効することとなる。現時点では、発効の18か月後に適用されると定められている。

全体として、立法手続には１年近くかかることが見込まれるため、ＳＦＤＲ2.0の最終版が2027年より前に完成しない可能性があり、その場合、適用開始は早くとも2028年になると見込まれる。

ＳＦＤＲ2.0が適用されるまでには時間がかかる可能性があるものの、当該カテゴリー制度への移行および新たな要件の遵守に伴うコンプライアンス負担は相当程度大きいことが見込まれるため、可能な限り早期に準備を開始することが望ましい。

２．タクソノミー規則

2022年１月１日以降（気候変動関連の環境目標に関して）、ＳＦＤＲの開示要件にタクソノミー規則が追加された。タクソノミー規則は、金融システムのすべての関係者に共通の定義と言語を提供する、サステナブルな活動のための明確かつ詳細なＥＵの分類システムまたはタクソノミーの確立を目指している。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能であると適格性を付与されることについて、普遍的な枠組みを定義している。投資の環境的持続可能性を判断するために、環境的に持続可能な経済活動の基準が、どのように、どの程度使用されているかに関する追加的な開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社（ＵＣＩＴＳ管理会社およびＡＩＦＭを含む。）および金融商品を提供する機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断するために、環境的に持続可能な経済活動の基準が、どのように、どの程度使用されているかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家は、環境的に持続

可能な経済活動に対する投資資金の割合を、すべての経済活動に対する割合として理解し、投資先の環境的持続可能性の程度を理解するべきである。

金融商品（UCITSおよびAIF等）が環境目標に寄与する経済活動に投資する場合、開示される情報は、投資を行う金融商品が貢献する環境目標を明記すべきであり、投資を行う金融商品が環境的に持続可能な経済活動にどのように、またどの程度資金提供を行うものであるか（支援活動および移行活動それぞれの割合の詳細を含む。）を明記すべきである。

SFDRと同様に、タクソノミー規制は、透明性を高め、環境的に持続可能な経済活動に資金提供する投資割合について、FMPsが末端投資家に対して客観的な比較ポイントを提供することを目的としている。タクソノミー規則は、契約前および定期的な透明性ならびにウェブサイトによる透明性に関する規則についてSFDRの開示要件を補完するものである。

タクソノミー規則を補完するその他の委任法令が、欧州レベルでは公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルでは、新規または変更された規制要件を市場に伝えるために、Q & AまたはFAQが定期的に発行されている。

独立監査人の報告書

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイの株主 御中
ルクセンブルグ L - 2350
ジャン・ピレー通り 3

財務書類の監査に関する報告書

意見

我々は、カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2025年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の要約損益計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類を監査した。

我々は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、当社の2025年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および「金融監督委員会（以下「C S S F」という。）」によりルクセンブルグで採用された国際監査基準（以下「I S A s」という。）に従って監査を行った。2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sの下での我々の責任については、我々の報告書中の「財務書類に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、C S S Fによりルクセンブルグで採用されている国際会計士倫理基準審議会が発行する専門的会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「I E S B A 規程」という。）および我々による財務書類の監査に関連する倫理的要件に従って、当社から独立の立場にあり、これらの倫理要件に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、入手した監査証拠が我々の意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、経営報告書に記載される情報で構成されるが、財務書類およびこれに関する我々の監査報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とするものではなく、我々はこのことについていかなる形式の保証の結論も表明するものではない。

財務書類に対する我々の監査に関連し、我々はその他の情報を熟読し、その過程において、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査で得た知識と重大な齟齬があるまたはその他の点において重大な虚偽記載があると考えられるか否かを考察する責任を負う。我々が遂行した業務に基づき、我々がその他の情報に重大な虚偽記載があるとの結論に達した場合、我々はかかる事実を報告する必要がある。我々は、この点について報告することはない。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表示について、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について、責任を負っている。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業的前提の会計基準を使用する責任を負う。ただし、取締役会が当社の解散もしくは事業の中止を意図している、または現実的にその他に選択肢がない場合を除く。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重大な虚偽記載がないかどうかにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査人による報告書を発行することにある。合理的な確信は高い程度の確信ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠して実施される監査が常にそれを発見するという保証ではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じることがあり、個々にまたは全体として、かかる財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重大と思料される。

2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、専門的懐疑心を保持する。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、かかるリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を得る。不正は共謀、偽造、意図的な遺漏、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正に起因する重大な虚偽記載を見逃すリスクは、誤謬に起因する場合より高い。
- ・状況に適した監査手続を策定するために監査に関する内部統制についての知識を獲得する。ただし、当社の内部統制の有効性についての意見を表明することを目的とするものではない。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会により行われた会計見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会による継続企業的前提の会計基準の使用の適切性、および入手した監査証拠に基づき継続企業として存続する当社の能力に重大な疑いを投げかけることがある事象または状況について重大な不確実性が存在するかどうか結論を下す。重大な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、財務書類における関連する開示につき我々の監査人による報告書において注意を喚起する必要がある、また当該開示が不十分であった場合には、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、監査人による報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、当社が継続企業として存続しなくなることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構造および内容について評価し、また、財務書類が、適正表示を達成する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は、取締役会と、とりわけ、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に認識した内部統制における重大な不備を含む重要な監査所見に関してコミュニケーションをとる。

その他法律および規則の要求に関する報告書

経営報告書は、財務書類と整合しており、また、適用される法的要件に従って作成されている。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

〔署名〕
マジッド・ブケリファ

ルクセンブルグ、2026年3月27日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholder of
Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A.
3, rue Jean Pi ret
L-2350 Luxembourg

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2025, and the abridged profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.

- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Madjid Boukhelifa

Luxembourg, 27 March 2026

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。